

令和6年第1回美祢市議会定例会会議録（その2）

令和6年3月5日（火曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	高木法生	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	佐々木昭治
市民福祉部長	井上辰巳	建設農林部長	市村祥二
観光商工部長	河村充展	会計管理者	中嶋一彦
教育委員会事務局長	千々松雅幸	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
デジタル推進部次長	落合浩志	総務企画部次長	古屋敦子
市民福祉部次長	佐々木靖司	建設農林部建設課長	中村壽志
病院事業局管理部次長	古屋壮之		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

- 1 岡 山 隆
- 2 藤 井 敏 通
- 3 坪 井 康 男
- 4 三 好 睦 子
- 5 岡 村 隆

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

本日までに事務局から送付してございますものは、一般質問順序表でございます。また、本日配付してございますものは、議事日程表（第2号）の1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでございますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、藤井敏通議員、村田弘司議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○11番（岡山 隆君） 皆さん、おはようございます。3月議会本会議において、一般質問の通告、順番において、栄光の1番くじを引き当て、1番目の登壇者となりました。とてもうれしく思っております。

一番最初ということで、一般質問独特の雰囲気と緊張感がありますけれども、もうしっかりとこれを皆さん方とともに楽しんで、今日は参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先人の言葉に、人の前に灯をともしれば我が前も明らかになるという、こういった言葉があります。公明党は、そういったところをしっかりと受け止めながら、大衆とともに——この公明党立党精神を原点に、しっかりと皆さんと共に寄り添ってまいりたいと思っております。公明党の岡山隆でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問は、小中学校における洋式トイレの整備状況から見えてくる改善策に関してであります。

東京のほるぷ出版である人気シリーズうんこの絵本の中で、同社が小学校の新

1年生必読の絵本としてPRしているのが「学校でトイレにいけるかな？」です。ほとんどの家庭では、現在、洋式トイレが当たり前となっている現在において、学校でトイレする——しゃがんでするトイレを見た子どもが慌てないように、絵本では和式トイレの実物大のポスターを使って、失敗しないよう練習できるようになっているようであります。

つまり、学校には、依然として和式トイレが多く存在しており、県内の子どもたちは——今——県内——子どもたちには欠かせない絵本となっています。

文部科学省——科学省におけるトイレの洋式化の状況調査によると、県内の公立小中学校のトイレの洋式化は大きく遅れており、全国的にも低い水準とされています。

政府は、学校でのトイレの衛生環境の改善のために、和式から洋式に切り替えることを含めた改修に国庫補助を支出しており、現在は全国的に洋式化が進んでいます。47都道府県、平均では68.3%、山口県は47.2%、これは令和5年9月1日現在でありますけれども、そういった状況となっております。

山口県美祢市における——小中学校におけるトイレの洋式化——洋式化率は、20市町村中13番目であると——13番目である50.5%で——となっています。

したがいまして、この小中学校におけるトイレの洋式化率について、どのように判断されているのでしょうか。まず、この点についてお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 岡山議員の御質問にお答えします。

文部科学省が公表している令和2年9月における公立学校施設のトイレの状況調査では、本市小中学校の洋式化率は34.7%でありました。

令和2年度と3年度に国の臨時交付金を活用し、トイレの洋式化率が低い小中学校を対象に、普通教室棟の各階で、男女1基ずつは洋式トイレとなるように改修を行っております。

さらに、令和4年9月に保育園の保護者団体からの要望を受け、トイレの洋式化についての調査をしたところ、大嶺小学校と伊佐小学校において、時折洋式トイレの順番待ちが見られることが判明しましたので、今年度、大嶺小学校で8基、伊佐小学校で5基を洋式トイレに改修する工事を行っております。

この結果、本市の小中学校における昨年9月時点でのトイレの洋式化率は50.5%

となったところであります。

なお、トイレの洋式化にあたっては、各家庭における洋式トイレの普及状況、ユニバーサルデザインや防災機能の強化、あるいはジェンダーレスへの配慮の観点から推進していく一方で、衛生面から便座に触れる洋式トイレを望まない児童生徒がいることにも配慮しなければならないと考えているところであります。

したがいまして、このトイレの洋式化の推進にあたっては、洋式化率のほか、実際の児童生徒の洋式トイレ——トイレの利用状況を考慮し、整備をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今、御答弁ありまして、ジェンダーに対する配慮、そして、やっぱり直接便座に触れることが家庭ではいいけれども、外では難しい方もおられるということをお聞きしまして、そういったところの配慮ということで、やっぱり和式もある程度一定数は、全部100%すればいいということじゃないということも、そういった御回答ではなかったかと思っております。

ということで、今言われたことをしっかりと配慮をされて私はいただくことが非常に大事なことではないかと、このように思っております。

ということで、実際、今現在50.5%の洋式化率ですけど、今のジェンダー配慮、また、直接触れることが難しい、嫌だと、そういったことで、今後、今の洋式化トイレ率を今後、どの程度までしていくお考えかということと、野外トイレが16あるトイレで、19が洋式化となって30%であります。

こういったところについては、遅れているところはどのように、今後、配慮して対応していくのか、この点について、ちょっと2点お伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

昨年9月の公立学校施設におけるトイレの状況調査では、小中学校の洋式化率は、全国平均が68.3%、山口県平均が47.2%となっております。

先ほど御説明いたしましたように、本市は50.5%と山口県平均より3.3%高いものの、全国平均よりは17.8%低い状況となっております。

先ほど御質問にありましたトイレの——屋外トイレ等の洋式化につきましては、

児童生徒の利用状況等も踏まえながら、体育館や屋外トイレについても国の補助事業を活用しながら、年次計画的に洋式化を私としては進めてまいりたいと考えております。

今現在、パーセンテージ的には持ち合わせておりませんが、可能な限り洋式化は進めていくべきだというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。そういった構想は進んでいくということで、ひとつ安心しているところでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

全国、県内に対する本市の状況、及び今後の洋式化の推進であります。

それと、次の質問は、今言いましたように、小中学校のトイレの洋式化率は50—美祢市は50.5%、全国平均よりも若干低いということであります。

それで、遅れている——今、伊佐、大嶺、これについては、遅れている部分をしっかりと取替え——洋式化が進んでいるということもありましたけれども、学校によって洋式化の格差がちょっと生じているかなと思っております。

ここでちょっと数字は示されないんですけど、特に、伊佐、大嶺が——等遅れているということで、特に——美祢市全体から見たらちょっと遅れてるということでもありますけど、今後、洋式化のおける、特に教室に設置——校舎に設置している、こういったところの教育環境としての洋式化率において、平等の概念が私は必要と思っております。

今後、どのように、トイレの洋式化は進んでいくとは思いますが、平等の観点から、どのようにこういったところを対処していこうと思われているか、これについて、よろしく申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員、今、そのことについて、市長答弁されたと思うんですが、もう1回ですか。

○11番（岡山 隆君） 平等という観点から。

○議長（竹岡昌治君） 了解しました。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

小中学校におけるトイレ洋式化率でございます。50.5%の内訳でございますが、

校舎が57%、体育館が43%、屋外トイレで30%という状況でございます。今後は、体育館、また、屋外トイレで、この洋式化を進めることによって、全体の率を上げてまいりたいというふうに考えております。

特に、体育館及び屋外トイレでは洋式化率が低い状況でございますので、この部分を改善してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） すいません、いろいろくどいところがありますので、2回ぐらいやると自分も納得せんとこもよくありますので、そういった傾向があるということで、どうか御配慮のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

飼料高騰に伴う畜産農家の逼迫が続いています。

逼迫への追加支援策に関してでございます。

輸入飼料の高騰が最近、だいしょ落ち着いてきているといっても高止まりの傾向があることで、畜産や新規参入和牛地域——飼育農家にあっては、経営が逼迫している——ことがうかがえます。

飼料高騰に伴う対応として、飼料価格高騰対策の補助等がありますが、十分な支援策となっているかどうか、前年度と比較し、今年度はどの程度の支援策が盛り込まれているのでしょうか。この点について伺います。

そして、したがいまして、長期にわたる飼料高騰等に伴う和牛飼育農家等の疲弊、及び廃業防止への追加支援策についてお伺いしますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

現在の畜産経営において、家畜の餌として使用される配合飼料は、トウモロコシ、麦、フスマなどの原料を配合・加工し、栄養素が調整された飼料であり、また、保存性が高く使用法が簡便であり、家畜の種類や発育状況に応じて、最適なバランスで供給できますことから、多くの畜産農家で使用されています。しかしながら、その原材料の多くは、海外からの輸入に依存している実態があります。

近年の飼料価格の高騰の主な要因は、世界的な人口の増加や人々の生活様式の変

化による穀物需要の増加、また、国際的な穀物流通量の減少など、需要と供給のバランスが大きく変化していること、併せて世界的な気候変動、天候不順などの環境要因により、海外の飼料作物産地での生産の減少などが、配合飼料の原材料となる穀物供給量の減——減少を引き起こし、配合飼料の高騰の要因となっています。

こうした中、昨年以降、海外の主要な飼料作物産地が天候にも恵まれるなど、穀物の生育に適した環境に回復してきたことに伴い、配合飼料価格は高止まりから一転して下降傾向となりましたが、御案内のとおり、価格上昇前には及ばない状況にあります。

本市においては、配合飼料価格の高騰が、畜産農家の経営を圧迫するなど影響していることを受けまして、配合飼料価格高騰対策事業を創設し、昨年度と今年度において、配合飼料の価格差の影響額の3分の1を補助、各畜産農家の飼養頭数に応じたきめ細やかな支援を行っているところであります。

なお、この事業は、農協畜産部会を通じまして、畜産農家へ支援を行っているところであります。

このほか、国においては、水田活用直接支払交付金を交付することにより、粗飼料となるWCS用稲や飼料作物を生産する農業者を支援しており、このことも、畜産経営のコスト削減につながっているものと考えております。

また、県においては、昨年度から引き続き、来年度も配合飼料価格高騰対策としての取組を継続されるとのことであり、畜産における生産者への支援により、経営の安定化につながるものと考えております。

今後とも、農業協同組合など関係団体と連携しながら、厳しい経営環境にある畜産経営の安定と継続を図るために必要な支援について、国・県等の動向も踏まえながら、速やかな対策が講じられるよう、適宜、実施してまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。えっとですね、やっぱし、こういった畜産における飼料、こういったところが今回ロシア——ロシアのウクライナ侵攻に伴うこういったところのものと、ある程度落ち着いてはいないですけども、そういったところのことと、天候に恵まれたということで、ある程度はこの飼料価格が下がってきたということは、言われたとおりであると思っております。

しかし、大事なのは、昨年の飼料高騰、円高等で、こういった飼料価格高騰対策で、一応、こういった和牛飼育過程における飼料の高騰分をある程度支援していくということで、そういったところで支援策があったということで、昨年、非常に助かったという声をお聞きしております。

といっても、それで一時しのぎできたというか——できたという声は直接伺っておりますけれども、まだまだ様々なやっぱり需用費の拡大もありますし、なかなか経常的収支が改善しないよってということもお聞きしております。

今回も、今、支援策をされるということでありましたので安心はするんですけど、簡潔に言うと、前回は100としたら、今回は大体どの程度の支援策となるのか、これについて答えられれば、再質問したいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

昨年は100とすれば今後——今後はどのぐらいの支援策となるのかという御質問についてでございます。

これにつきましては、現在、骨予算というか、骨格予算でございますので、今後、補正対応をしてみたい所存でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今回は骨格予算でありますので、なかなかその辺を言って示していくことは難しいと思いますけれども、しっかりとその辺については、前回並みとは言いませんけれども、それにそぐような、今後、予算を配慮していただければ、飼育和牛農家は非常に助かるのではないかということ添えておきます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次は、もう最後の質問となりますけれども、図書館新設に伴う子育て広場の併設に関してです。

さくら公園の一角には、親子が遊べる遊具が設置、管理されており、晴天時には、親子連れが遊具を使って、笑いながら楽しんでいる姿を見ることができます。

しかしながら、雨天時には、親子連れなどが集い、遊べる明るい施設がないと、多くの保護者の皆さんから多数お聞きしておるところでございます。

現状は、美東センターや秋芳保健センター、伊佐保育——伊佐公民館には、子育て

て広場が開設されており、子育て親子の相談・援助等、情報の発信をしていると伺っています。

今後、親子が常時自由に利用することができる子育てルーム施設を創設すれば、多くの保護者から、私は喜ばれると考えているところでございます。

若い夫婦などから喜ばれる新設予定の図書館に、雨天時でも子どもたちが集い、学べる子育て広場を併設することについて、どのようなお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、市が実施しております子育て広場かんがる一むの開催状況について申し上げます。

美祢地域では月曜日に伊佐公民館において、美東地域では火・木・金曜日の週3回、美東センターにおいて、秋芳地域では水曜日、秋芳保健センターにおいて、時間はいずれも9時30分から14時30分まで開催しており、保育士資格等を有している職員が従事しております。

利用される方は、未収園児とその保護者で、子育て親子の交流の場、親子向けの講座の開催、育児不安に対する相談など、子育てを支援する場となっておりますとともに、美祢市住みます芸人のウッチィさんと一緒にバルーンで遊ぶイベントや運動会、節分の豆まきなど、定期的にイベントも開催しております。

現在、建て替えを予定しております図書館につきましては、昨年度に策定いたしました美祢市立図書館基本計画において、図書館を核に関連する子育て・学び、保健・健康づくり、地域情報発信の機能を1つの施設に集約し、それぞれの機能が効果的に連携する施設として整備する計画としており、今年度は、複合化基本計画の策定に向けて、図書館あり方検討委員会等で議論を深めてきたところであります。

まず、子育て・学びの機能として、子育て広場や子育てサロンを通じた親子や子ども同士の触れ合いのほか、保護者の交流や情報収集のための場や機会を日常的に提供したいと考えております。

絵本を活用した読み聞かせなど、図書館ならではの子育て支援のほか、飲食しながら会話ができるフリースペースを、子育て世代の情報交換の場としても御利用いただけたらと考えております。

また、多目的ホールでは、天候を気にすることなく軽運動ができるほか、学びの成果発表の場としても活用できるものと考えており、あらゆる世代の多様な学びの場としての機能を計画しているところであります。

次に、保健・健康づくりの機能としては、オールライフステージの健康増進ニーズに対応したきめ細やかな対応や、気軽な相談から必要な専門的支援へとつなぐ機能を強化してまいりたいと考えており、そのために必要な部屋を計画しているところであります。

そして、地域情報発信の機能としては、市内4つの博物館やジオパーク等に関する情報のプラットフォームとしての役割を担うほか、本市出身で世界的な切り絵画家久保修さんの作品展示が可能なスペースも計画しているところであります。

図書館を核とした複合施設は、全ての世代の居場所となり、多様な学びと交流や中心市街地のにぎわいを生む施設として整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。これから将来にわたって、図書館の新設に当たって、その構想というものが、今、市長のほうからお話があった——ありました。

今、聞いとっても、非常に全国各地から来ても、久保修さんの切り絵などがあるから来てみたいなという、そういう気持ちにもなって、非常に新設する図書館というものが、かなりいきいきするんではないかということ、今、市長のお話を聞いて感じたところでございます。非常に大切な視点であると思っております。

複合施設ですから、今回の親子が集える学び、そして情報交換が若い世代の方たちができる、こういったところのもの、雨天時でも親子連れで集って行けるということ、そういったところの構想もあるということで、多くの方から、子育て世代のお母さんから、雨天時でも集えるところが欲しいと言われてましたので、それに対応することの方向性で、いろいろ新しい図書館をそういった方向に持っていこうということが伺えましたので、多くの若い親子連れにとっては、非常にうれしいことではないか——ことと、私は今思ったところでございます。

今後、この新設のこの図書館には、当然Wi-Fiが完備されていると思えますけれども、こういったところのものは当然不可欠でありまして、また、子育て世代も必

要ですけれども、中学生とか高校生、こういったところの生徒さんが、特に高校生であれば、まず——まず——バスの時間の——バスの時間までの待つ場所として、それまでに勉強ができるかな、そういったところのWi-Fiができて、そして高校生、中学生も勉強ができる、こういったところの環境整備もしっかりと——何ていいますか——そういった部屋を確保しているかどうか、これについて再質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

現在、ワークショップにおいて、若い世代の方にも参画いただいて様々な意見をお聞きしております。

特に、高校生の意見というのは大事でございます。そういった意見が反映されるよう計画しているところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。今後、さらにこのワークショップ等で、新たな新しいこの美祢市にとって生かされる、美祢市に住んでよかったと言える、また、こういった若い世代がこの美祢市でもよそに出ないで住んでいける、こういったところのいい点というものを、この図書館等に情報発信するような、こういったメリットについて、もうそういったものが図書館内にいろいろ——何ていいますか、情報公開など何かしておればですね、少しでも高校生、中学生が、今後20歳以上になっても住み続けていきたいなど、こういったところの情報発信もしっかりとしていただければいいかなとこのように思っております。

若干、時間は、いつもより短いですが、以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

〔岡山 隆君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、10時50分まで休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。藤井敏通議員。

〔藤井敏通君 発言席に着く〕

○5番（藤井敏通君） 会派みらいの藤井敏通です。本日はですね、中学校部活動の地域移行と、その受皿としての地域クラブの運営についてということで、質問させていただきます。

中学校の部活動の地域移行につきましては、文部省のほうから、そういう方向でいこうということでの方針が示されまして、山口県においても、令和5年から7年の3年間で、全市町村、地域移行ということで基本方針が出され、それに沿って、美祢市でも地域移行ということで取り組んでいらっしゃると思いますけれども、まず最初に、この地域移行、中学校の部活動の地域移行ということについての市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

中学校の部活動の運営については、令和4年の提言以前に、平成28年の中教審でも答申がなされたところがございます。日本の中学校、高校における部活動というのは、世界に誇る、もうスポーツ文化とも言われているわけがございます。

これまでの学校部活動というのは、学校教育の一環として、教育課程との関連を図ることがうたわれており、その教育効果には、強い期待が寄せられておりましたし、その期待に応えてきたというふうに思っております。

部活動を通して、自主性であるとか努力の大切さ、仲間を思いやる心、協調性、自己肯定感の向上など、多くのことを学ぶ場でもございました。

また、多くの競技においては、競技の普及や競技力向上にも果たす重要な場として役割を担ってきました。

しかし、一方で、クラブ活動、部活動は、教職員の献身的な働きによって支えられており、教職員の過重な負担、また少子化による部員の減少、団体競技の廃止、部の廃止など、多くの問題を抱えているのが実情でございます。多くの問題を解決し、将来にわたって、持続可能な部活動のシステム構築のため、文科省から示され、また山口県からも示されたところがございますし、美祢市としても取り組むというふうに思っております——ものと思っております。

私としては、部活動の地域移行を実現するためには、指導体制、財源の確保など、

クリアすべき課題は多々あるわけですが、これを前向きに考え、可能な限り、生徒が望む部活動を確保しながら、生徒自身を——生徒が自分自身を高める場であってほしいというふうに思っております。

何よりも、主役は中学生でございます。中学生にとって有意義な部活動、そして、この貴重な3年間が無駄にならないように、私としては、地域移行をそういうふう
に捉えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今、市長のほうから、地域移行についての考えをお聞きしましたけれども、教育長のほうから、何か付け加えることとかあればお伺いしたいんですけれども、もし、同じ意見であればもう結構ですけど。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 藤井議員の御質問にお答えします。

ただいま市長が答弁したとおりでございます。

○議長（竹岡昌治君） よろしいですか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 美祢市では、令和7年度から順次、休日の部活動を地域クラブへということ、それで令和7年度からはですね、平日の活動も含めた地域クラブ活動を目指すというふうにお聞きしております。既に、剣道、サッカーはもう既に、地域クラブのほうにもう移行済みだということのようです。

それで、まず最初にお聞きしたいんですけれども、地域移行の今の状態、現状、これはどういう状況になっておるか、お聞きいたします。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 藤井議員の御質問にお答えします。

中学校部活動における地域クラブ移行の進捗状況について御説明します。

令和4年度に、美東中学校において、休日の部活動の地域移行を先行して実施してまいりました。その取組の成果を踏まえ、市内全中学校を対象として、学校部活動を地域移行するため、指導者の発掘、中学校や競技団体等との協議、活動場所の調整、移動支援の検討などを行ってきたところであります。

活動種目により差異はありますが、令和6年度末には、全ての学校部活動の休日の活動を地域クラブ活動へ移行し、令和7年度の3年生引退後の新チームからは、

平日も含め、地域移行ができるように進めているところであります。

なお、剣道とサッカーにつきましては、既に平日も含めて、地域クラブとして活動されており、中学校体育連盟が主催する大会に参加できるようになっております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の説明だとですね、もう令和6年には土日ですか、活動を、もう全中学校の活動が地域へ、そして、7年の新チームからは、もう平日も含めて地域移行ということで、今いろいろ調整が進んでるといってお話でございましたね。

ただ、この地域移行につきましては、一部の保護者、あるいは地域の皆さん、あるいは職員の皆さんから、こんな意見もございます。

保護者のほうから、今回のこの地域移行、先生の働き方改革ということで進められてるんじゃないかなと。本来、従来から中学校のクラブ活動というのは、先生が主として担当してやってたと。それを一方的に放棄っていうかして、地域に丸投げしてる、そんなことはないかと、そう思うという意見もございます。

また、地域の方に聞きますと、正直ほとんどの方が、こういうことが今、実際に行われているのを御存じじゃないと。あるいは先生の中には、本当に、クラブ活動を指導したいということで、先生になられた方もいらっしゃるやに聞きますし、本当に今回、地域移行という大方針の下で、今後も本当はやりたいんだけど、続けられるのかなっていうふうな、こういう声も実際に上がってると思う——上がっております。

そこで、お聞きしたいんですけど、この生徒や保護者には、この地域移行について、特にもう7年からは、もう全面的に地域に移行ということですけども、やっぱり何か誤解があるのか、あるいは説明が不十分なのか。

また、仮に、そういうふうに移行したとしたら、どうやって子どもをそこまで連れて行こうとか、いろいろ不安なこともあろうかと思うし、ここは、特に保護者の皆さんには、どのような説明を今までなされてきたのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 藤井議員の御質問にお答えします。

生徒や保護者への説明につきましては、各中学校区単位で、また、部活動の種目

単位で、小学校五、六年生の保護者と、中学生の保護者を対象とした説明会を実施してまいりました。

また、昨年度は、各中学校の仮入学時に、部活動改革の概要説明を行っております。

この部活動改革の取組状況等については、美祿部活動改革通信を作成し、市内全小学校の五、六年生と市内全中学生に配布するとともに、各地区での会談を行っています。

長い歴史を持ち、教育的意義の大きい中学校部活動が地域クラブ活動へと移行することに対しては、多くの保護者に戸惑いや不安があると推察しております。

しかし、教員の働き方改革ということもありますが、本市においては、学校部活動の選択肢が少なく、生徒のニーズに十分応えられていないという課題に対応するため、地域移行することで、存続が厳しくなった活動が他校の生徒との交流の下に継続できることや、選択肢を増やすことができるようになる旨説明してきたところであります。

また今年度、小学校五、六年生から中学生を対象に、普段体験することのないスポーツや文化芸術活動を体験できるMチャレを実施してきたこと、今後も引き続き、多様な活動ができる環境整備に取り組んでいく予定である旨説明してきたところであります。

議員御発言のとおり、学校部活動の地域移行を行うに当たっては、活動場所への移動は大きな課題の1つであります。現在、休日における地域クラブ活動については、スクールバスを運行することで対応しており、今後も、保護者負担を増やさないような取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 新しい取組をしようとするれば、どうしても、いろんなところで混乱というか、起こるのは、これはもうしょうがないことですが、やはり、この移行について一番大事なのは、本当にそうすることで、中学生が幸せになるというか、そういうことだろうと思います。だからやっぱり保護者の方にも、やはり事あるごと、しっかり丁寧に説明をしていただきたいなというふうには思います。

それと、もう1つぜひお聞きしたいのが、今度、先生のほうなんですけども、や

はり先生の中には、クラブ活動、指導したいという先生もいらっしゃると思うんですよね。今回、大方針で、地域のほうに、そのクラブ活動の指導を委ねるというふうになったときに、先生が本当に、円滑に兼職兼業というか、先生をやりながら、地区の指導者にもなれるのかどうなのか、この点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 藤井議員の御質問にお答えします。

教員に対しては、中学校校長会や各中学校の職員会議に出向き、学校部活動の地域移行について説明を行っております。

学校部活動の地域移行は、学校全体の業務改善につながるものであり、教材研究などの時間が充実し、教科学習等の質をこれまで以上に向上させなければならないこと、移行期において、地域クラブ活動の指導者と指導方法等についてのすり合わせを行ってほしいこと、円滑に移行できるよう様々な配慮をしてほしいこと、さらには、教員本人の希望により兼職兼業の許可を受ければ、地域クラブ活動の指導者として参加できることについて説明し、理解を得られたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の回答で1点だけ、再質問させてください。

部活動を継続してやりたい職員は、希望により、許可を受けるというふうにおっしゃいました。具体的にどのようにされるんですか、その許可ってというのは。

例えば、今いらっしゃる学校——中学校なら中学校の校長先生に対して、どうしてもクラブ活動のほうの指導を今後ともやりたいというふうなことでしょうかいを出されて、それでオーケーということであれば、兼職兼業ができるということなんでしょうか。

もし、兼職兼業ができるとしても、それでは、じゃあ何時からというか、例えば平日でもやれるのか、この辺はどういうふうに、具体的な手続としては考えたらよろしいんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 藤井議員の兼職兼業の手続に関する御質問にお答えいたします。

兼職兼業につきましては、教員がまず、学校長に対して書類の申請をされます。それが教育委員会に上がってまいりますので、最終的には、教育委員会が判断し、認めるときには、許可通知をするというような流れになるかと思います。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） すみません、もう1つお聞きしたいと思うんですけど、そういうふうに許可がおりるっていうか、手続分かりました。

ただ実際、じゃあ平日とか、学校の先生っていうのは、そういう地域のクラブの指導をできるのかどうか、時間もあろうと思うし、やはり学校での拘束時間というのが当然あると思いますし、兼職兼業といえども、それから後とか、その辺の条件はあると思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

平日における兼職兼業の取扱いについてでありますけども、勤務時間外であれば、そういう申請があつて、業務といいますか、学校内業務に支障がないということであれば、認められるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ちょっとかみ合わんね。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） そうすると、何が次聞きたいかっていうのは、じゃあ勤務時間内外であつたらということですけど、じゃあ勤務時間っていうのはいつまでなんかということになりますよね。そこは、何かもう基準があるんですか、それとも今後決められるんですか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

一般的な地方公務員として、御回答させていただきたいと思えます。

報酬を得ることによって、得るようになります手当とかをですね、そういうことがあれば、勤務時間外であれば、地方公務員法上、営利企業等の従事制限というのがありますので、従事許可っていうのが必要になります。従事してはいけませんよということじゃありません。一般的な公務員の考えでございます。

で、勤務時間内であれば、今度は職務専念義務の免除ということをするようにな

ろうかと思います。その辺りは、県教委とも調整をさせていただくようになりょうか
と思います。

一般的な公務員のシステムとしては、勤務時間外であれば、報酬を得る場合は、
営利企業等の従事許可、そして勤務時間内であれば、職務専念義務の免除というこ
とを手続が必要になりょうかと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ありがとうございます。

いずれにしろ、その辺は実際に、多分、今後地域移行になって、やっぱり先生の
ほうから具体的に申請とかがあると思うんで、ぜひ、そういう規則っていうか——
にのっとして、しっかりやっていただきたいと。やっぱり先生でやりたい方ってい
らっしゃると思うんで、ぜひその方にも、積極的に地域のほうの指導も継続してい
ただければなというふうに思います。

ところで教育長、今この時点というか、今頃いわゆる地域移行とか、あるいは、
もう1つ大きなテーマで、小中一貫教育とかありますよね。で、なぜ、この時期に、
こういうテーマが非常にクローズアップされてるんかなっていうことなんですけれ
ども、当然その背景には、少子化ってのが一番大きいと思います。それがあから、
何とかこういうふうに地域っていうか、ほかの学校の生徒も一緒にクラブにする
ことっていうかあると思うんですけど、ただ私は、何かただ単に、もう子どもの
数が少なくなったからだけではなくて、もっと根本的な問題があるんかなと。

というのが、今日本の教育そのものが非常にやり方、あるいは在り方を問われて
るのが今じゃないかなというふうに思うわけです。

というのが、今までの我々が受けた教育というのは、学校行って、先生がいらっ
しゃって、生徒に一方的に教えてもらうというか、子どもにしてみれば、言わない、
言えない、言わせないっていうか、ただ、大人しく聞くっていうか、こういう今ま
での日本の教育システムというか、これがもう疲弊してきてるんじゃないかと。

というのが、バブル後30年見たら、本当に日本だけが成長してない、あるいは、
労働者の賃金がほとんど上がってない、物価も上がってないですけどもね。

とか、あるいは御存じのように、ついこの間、日本のGDPがドイツに抜かれて
4位になったとありますよね。あるいは今、世界の企業ということを見たら、バブ

ルの頃は、日本の企業がば一っとトップテンに並んでましたよ。それが今はですね、もう100の中でもトヨタぐらいしかないですね。あと、GAFA（ガーファ）とか言われるそういうところ、いわゆるIT技術なんかを非常に使ってするというような、そういう大手が軒並みなってる。何ででしょうね。

やっぱり日本は、我々大人もそうですけど、失敗を恐れちゃうというか、失敗したらどうしようっていうのがまず最初にきちゃって、何か新しいことにチャレンジするんだという、そういうチャレンジ精神というのが非常に今薄くなってるんじゃないかなって、私は思うわけですよ。

で、今私もメンバーですけど、魅力ある学校づくりということで、いろいろ協議してますけれども、本当に今の子どもたちっていうか、我々もそうですけど、いきいきと学校に通ってますかね。本当にやっぱり自分が好きなこと、あるいは得意なことをやれてますかね。

私は、魅力ある学校っていうのは、おもいっきりやれて、失敗もあるけれども、それを周りも認めてっていうか、失敗してもいいからもっとやろうよと、そしてそういう、実際にやることからいろんなことを学ぶ、達成感も、できたっていう喜びも、あるいは失敗して悔しいっていう思いも、そういう本当に、おもいっきり失敗してもいいという、安心して、そこにいられるということが大事じゃないかなと思うわけですね。

そういう意味で、今回の地域クラブというのは、中学校の部活をとということなんですけれども、本来、地域クラブっていうのは、そんな子どもたち、あるいは我々大人もそこで、おもいっきり好きなことができて、得意なことがおもいっきりできるような、そんなのが地域クラブじゃないかなというふうに思うわけです。

だから、いい機会だと思うんですよ、本当に今。従来、中学校クラブとかいうことで、それが教育の一環ということもありましたけれども、もっと我々は、今、この地域クラブが本当に、我々大人も含めて、子どもたちもそこで、おもいっきり自分の個性が伸ばせる場所だと、そういう意味で、地域クラブっていうのを捉え直すことができないかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺、教育長いかがですか。地域クラブっていうことについて、お考えがあれば、ぜひ。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

藤井議員がおっしゃいましたとおり、まさにこの地域クラブというのは、多世代の交流による新たなコミュニティづくり、そしてまた、活力あるスポーツ、芸術文化による絆の強い地域づくり、また、そういうところを目指しておりますので、その視点を大事にしながら、この地域移行を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ありがとうございます。

だから、そういう意味で、やはり地域クラブっていうのが我々大人も含めた、本当にそこで自分の好きなこと、あるいは得意なこと、そういうのをおもいっきりできるところというふうに考えたらですね、例えば、具体的に今公設塾、これは市長が肝いりで始められましたけれども、正直最初は何なんだろうと思いましたよ。

でも、本当に今、実際に、公設塾を見てますと、3つのトビラですか、知のトビラ、挑戦のトビラ、好奇心のトビラっていうか、まさに、本当に今、先ほどから私言いましたが、そういう自分の興味を持って主体的に取り組める、そんなような場だろうと。だからこれも、ある意味、地域クラブではないかなというふうに思うわけですね。

ただ、残念なことに、この公設塾は、今は中学2年生ですか、対象が、しかも、消防署の跡ということで、大嶺ですから、どうしても遠くの中学校の生徒はなかなか通えないというふうなこと。あるいは、今は中学2年生というふうに、学年を限定されているということがあるんですけども、これもっと対象となる生徒を、あるいは小学校の児童というか、これを拡大するっていうことはできないんでしょうかね。あるいは開校場所も、今、ここの大嶺ですけども、もっと美東、秋芳なりっていうところで開校することはできないんでしょうか。あるいは、通うということを考えてときに、スクールバスをフルに活用するというふうなことはできないんでしょうかね。いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

公設塾minetoを学校部活動の地域移行に伴う受皿の1つとして利用することにつきましては、大いに推進してまいりたいと考えており、部活動の地域移行に関わる保護者説明会でも選択肢の1つとして紹介しているところでございます。

学校部活動の終了に伴う新たな地域クラブ活動では、子どもたちが生涯にわたってスポーツ文化活動に親しみ、健康で文化的な生活を送ることを重視しており、1種目の活動日を基本週3日と設定し、地域移行を進めております。

このことにより、生徒が放課後や休日に何をして過ごすか、何にチャレンジしていくか、その選択肢が大きく広がることとなります。このため、スポーツ活動を行いながら、公設塾minetoに通うことも可能となります。

公設塾minetoは、旧消防庁舎を活用し開塾しております。市内中学生が1か所に集まることにより、校区を越えた交流を生み出すことも、魅力の1つであります。

また、人的、財政的な面からしても、全く同じような活動を複数の場所で行うことは困難であると考えておりますが、公設塾minetoをより身近に感じてもらうために、公民館などへ出張し、それぞれの地域の生徒が参加できるような形でのワークショップ等の開催を検討しているところでございます。

好奇心を引き出し、挑戦する力を育む公設塾minetoのトビラを、ぜひ多くの子どもたちに開いてほしいと考えております。

それから対象の拡大につきましては、これは、今後ちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） minetoはまさに今、ここで議論してます地域クラブの1つだろうということで、同意を得られたっていうか——と思いますし、ぜひ、本当にせっかくいいものを、もつともつと広く使っていただきたいなというふうに思いますし、またこれは、私からの提案なんですけれども、今ALTさんが何人かいらっしゃいますよね。英語のアシスタントということなんですけれども、このALTの皆さんをこの地域クラブというところで、アシスタントじゃなくて、もう主催者っていうふうなことで、英語の塾かなんかを開くっていうことはできませんか。

と申しますのが、私、常々思ってることは、中学校から何年英語やっただろうと、一向に使えんなあと思ってます。ただ、最近、ちょっと週に、1日1時間ぐらいなんですけど、近所にネイティブな方がいらっしゃるんで、一緒に1時間ぐらい会話するんですけども、やはり、これを何回かやると、結構こう聞いて話すというか、レスポンスできるようになるんですね。で、ようやく少しは話せるかなっていうふ

うに思えるって来ました。

で、つくづく感じるのは、やはりなぜ使えないか、話せないかって、そういう機会が少な過ぎるんです。結局は、どれだけ使う機会があるかということで、本当に使えるかどうかだと、私は自分の体験からも思いました。

そういう意味で、本当にこのALT、もっともっとフル活用していただいて、どういいますか、そこで、子どもとあるいは大人も入っていいと思うんですけれども、一緒に何かをつくる、議論する、あるいは共に活動することで、自然にコミュニケーション能力をつける、こんなようなことをこの地域クラブの中にぜひつくってみたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 藤井議員の御質問にお答えします。

現在本市では、ALT、外国語指導助手5名が各担当小中学校で巡回勤務をしております。学校では、英語科などの事業補助や教材作成、国際理解教育の補助を担当しておりますが、それとは別に、年間を通して、教育委員会が隔週で実施しているMINE ENGLISH CLUB等の指導にも従事しております。

議員御発言のALT主催の使える英語塾となりますと、ALTの任用条件下では難しい点もありますが、地域における国際交流活動への協力については、学校の事業等への支障がない範囲であれば、実現可能であると考えております。

グローバル化が進む中、ナチュラルなコミュニケーション能力を育むため、ALT等によるネイティブの英会話に触れる機会を子どもたちのみならず、生涯学習の1つとして、社会人を対象に提供していくことを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） そうですね、子どもだけじゃなくて、大人もぜひそういう機会を増やしていただきたい。

というのが、観光も、コロナがかなり収束してきましたんで、秋吉台秋芳洞と観光スポットに、インバウンド需要が大いに見込まれるんじゃないかなと思うんですけれども、そのときに、やはり地元でガイドがいれば、どれだけもう本当に効果があるかなと思うんで、ぜひ、日頃からそういうインバウンドの人に対しても、コミュニケーションというかできるような、そういう体制をぜひこの地域クラブでつく

っていただければなというふうに思います。

それで、もう1点、ちょっとこれも提案なんですけれども、やはりその地域クラブっていうのが本当にいろんなことをやれる、先ほど、Mチャレやってるというお話だったんですけども。やはりいろんなことがやれるっていうか、やってみないと、なかなかおもしろさも分かんないと思うし、そういう意味で、今地元では、華道、茶道とか、あるいは和太鼓とかですね、そういう文化面で、いろんなクラブが実際に活動されていると思うんですけども、これも、ぜひ地域クラブの中に取り入れていただいて、そういうところにも積極的に、中学生もあるいは普通の大人もどんどん参加ができるような、そんなようなことをぜひ企画していただきたいと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

今度、フェスタがありますよね。あれは、今までずっとやってたこういう活動だろうと思うんですけど、もう少し常設っていうか、いうことでできないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 藤井議員の御質問にお答えします。

現在の学校部活動における文化部は吹奏楽のみであり、グローバル化が進む中で、日本人としてのアイデンティティを持ち、世界の人々とうまく関わっていくためには、日本の伝統文化に触れる機会を創出していかなければならないと考えております。

Mチャレ、チャレンジカルチャーでは、華道や舞踊、手芸など6つの文化的活動を体験する場を設けました。参加者の満足度も非常に高く、より深く活動できるよう、定期的に実施する方法を検討しているところでございます。

例えば、公民館等で行われているサークル活動への中学生の受入れについて御理解いただき、参加しやすい時間に活動してもらうことも1つの方法であると考えており、美祿市文化協会との意見交換等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ありがとうございました。

私として、具体的な提案は、今の3つぐらいなんですけど、もう1つ、例えば、今非常に若者の間ではやっていますeスポーツとかいうふうなものがありますよね。

残念ながら、私自身もやったことがないんであれなんですけど、やはり熱中できるものっていうか、そういうふうなものを、本当にこの地域クラブの中に導入することができたら、本当にもっともっと若者も、あるいは生徒とか、そういうのも元気になるんじゃないかなというふうに思いますんで、ぜひ、こういうのも地域クラブの1つとして考えていただければなというふうに思います。

ただし、今いろいろ、こういうのはどうだろう、こういうのはどうだというお話をしましたけれど、結局、やっぱり地域クラブが存続するということは、先ほど市長もおっしゃいましたけど、1つはですね、やはり指導者をどう確保するかということですよ。しかも、ボランティアっていうことでは長続きしないんじゃないかなと、しかるべく謝金、あるいは給与を支払うとかいうふうなことでないと、なかなか長続きしないんだなっていうのが1点。

2点目は、やはりそういうことをやる場所、運動であれば、グラウンド要りますし、先ほど、いろんな英会話とかいうことでも、そういう場所が要りますね。そういう場所の確保、さらに私一番キーになるのは、もし、この地域クラブというのを本当に行政、市として、やっぱりやろうとするならば、全体を調整して、予算取りをしたり、場所取りをしたり、予約システムをつくったりとかいうコーディネーターですね、まとめ役がやっぱり必要だろうと思うわけです。各クラブそのものに、全部お任せっていうのではなくて、やっぱり全体を見る、調整できる、そんな部署っていうか、事務局をやはりぜひつくる必要があるんじゃないかなということ。

最後に、何といたしても、お金が要ります。財源をどう確保するかと、こういうことだろうと思うんですけども、この点について、これは市長にお聞きしたほうがいいのか、お金もかかることなんです。

ぜひ、私はやはり、この教育ということに、もっとお金をかける、優先的にかけるっていうことも必要じゃないかと思うんですけども、その地域クラブを存続するにあたっての4つのポイント、特に、財源の確保等について、もし市長のほうで、何かお考えっていうか、コメントがあればお伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

1点目が謝金の問題、そして場所の問題、そして全体のコーディネーターの問題、そして財源の問題の4点でございます。

1点目の……

○議長（竹岡昌治君） ちょっと市長、待ってください。藤井議員、もう一度。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） すみません。今、市長、1点目が謝金の問題とおっしゃいませんでした。ごめんなさい、謝金というよりも指導者の確保、指導者の確保において、やはりボランティアでは続かないだろうから、しかるべき謝費なりという意味で、まず指導者をどう確保するかということが1点目ですね。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長、5点あります。

○市長（篠田洋司君） 失礼いたしました。藤井議員の御質問にお答えいたします。

まず、指導者の確保でございます。

これについては、競技団体とも調整させていただきながら発掘、また、指導者の確保に現在努めているところでございます。したがって、持続可能なシステムにするためには、本当にボランティアでは不十分でございますので、この謝金も確保しながら、また——謝金を確保しながら、指導者の確保に努めているところでございます。

2点目、場所の問題でございます。

活動する場所というのが非常に大事でございます。中学生が活動しやすいように、このたびも公共施設の体育施設等を無料化するという仕組みを今、今議会でも提案させていただいております。この場所については、指導者の意向もございまして、生徒の意向もございまして、適切な場所を確保してまいりたいというふうに考えております。

3点目の調整役の部分でございます。

今、教育委員会にコーディネーターを配置しておりますが、今後地域スポーツ、もっと今御提案のように、拡大するとなれば、もう教育委員会部署ではなくて、もう全体的なコーディネーター役も必要ではなかろうかと思っております。そのときには、部課の再編も併せて検討してまいりたいというふうに思っております。

最後、4点目の財源の確保でございます。

これにつきましては、今、一部では、企業版ふるさと納税も活用しながら、教育費に充てているところでございます。そういった部分を、企業版ふるさと納税等も活用しながら、財源確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

中学生が本当に挑戦して、挑戦する高校をつくっていくっていうには、やっぱり地域の文化とか、地域の大人の存在も非常に大事でございます。指導者、また、指導者も含め、地域の皆さんがわくわくするようなことが大事だろうと思います。どうしても日本は、恥の文化っていうのがあるわけでございます。失敗イコール恥っていうことで、この30年停滞した部分もあるかと思えます。地域文化を変えるぐらいの意気込みで、地域スポーツ、地域移行がうまくいく、いかせる必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今、市長のほうから決意、決意っていうよりも、この地域移行を、地域クラブをぜひ我々大人もひっくるめて、起爆剤にして、この地域が非常に活発化する、そんなようなものにしたいというふうなお考えだと私は今お聞きしました。ぜひ、そういうふうな意気込みというか、決意で取り組んでいただきたいと思えますし、全力で私もサポートしたいと思えます。

やはり何といたしても、大人がその気にならないと、そりゃあ子どもにいくら、いろいろなことをチャレンジして、好きなこと、得意なことをやれって言っても、本人が全然そういう、本人ってのは大人がですけど、やらないんじゃあ、子どもがやるわけもないですから、まず我々一人一人の市民がその気になって、やっぱりこう得意を、得手の帆を上げていこうというふうな、そんなようなまず態度で、あるいは行動で示さないといけないんじゃないかなというふうに思います。

ぜひ、本当にこれ、美祢市の活性化にもつながることだと思うんで、いい機会ですから、市を上げて、実施していただければなというふうに思います。

この中学校部活の地域移行というのは、私はもう、地域活性化の1つの大きなポイントだと思いますし、その地域クラブっていうのは、学校と補完し合うというか、むしろ、学校は先ほどおっしゃいましたように、いろんな教材とか、そちらのほう一生懸命やられるというのは結構です。ただ、そのあとはもう地域クラブのほうで、得意なこと、好きなことをおもいつきやられるというふうな、そんなような新しい地域クラブ、美祢市の新しいクラブ、これになったらと思えますし、ぜひそういうふうな方向に向けて、私も今後頑張っていきたいと思えますんで、どうか一緒にいい地域クラブ、地域活性化っていうか、元気な美祢市をつくるように頑張ってい

きましょう。

ちょっと早いですけど、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔藤井敏通君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、13時まで休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時00分再開

○副議長（高木法生君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議長は所用のため席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一般質問を続行いたします。坪井康男議員。

〔坪井康男君 発言席に着く〕

○8番（坪井康男君） 純政会所属の坪井康男です。一般質問順序表に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

質問のテーマは、以下の3つであります。

1点目は、篠田市長の公約実現状況についてであります。2点目は、第三セクターの合併と事業譲渡についてであります。3点目は、昨年12月に一般質問いたしました市職員のミスによる賦課漏れ、課税漏れ問題の補充質問でございます。

それでは、まず、篠田市長の公約実現状況についてお伺いをいたします。

ここに、篠田洋司後援会だより、令和5年冬号ボリュームセブンがあります。これです。これに記載されている内容についてお伺いをいたします。

表紙に、市民に寄り添う市政の実現とする見出しについて、御挨拶とする一言が、篠田市長の写真入りで掲載されています。これです。ここに御挨拶とあります。この内容は、あなた自身がお書きになったものでしょうか。あなた自身でお書きになったものではない。その場合には、その内容を、あなたはきちんと認識されておりましたでしょうか。

また、その中で、後援会長は後援会だよりの頒布責任者と表示されています。中身、内容、文書の責任者は、誰でありましょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

後援会だよりでございますので、後援会のほうで作成され、配られたものでございます。

内容については、私も十分承知しております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 次に、この篠田洋司後援会だよりに記載されている具体的な中身について質問させていただきます。

1点目は、市長報酬を2割削減とありますが、この中に書いてあります市長報酬2割削減とありますが、この4年の任期を通して、2割削減の状態が継続したと、こういうことでしょうか。

また、税金の徴収ミスに関連して、市長自らが自身に減給10分の1、2か月の処分を課しておられますが、2割削減の上に、1割削減が2か月続いたということでしょうか。お尋ねをいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

私の報酬に関しましては、市長就任後の令和2年6月定例会において、2割削減の議案を提出し、可決後の同年8月から2割を削減しております。任期中は継続となります。

また、個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りの事案につきましては、深くおわびをいたします。

また、市民の皆様にお迷惑をおかけしましたことから、また、職員についても、懲戒処分を行ったことの責任を重く受け止め、減額措置を講じたため、昨年11月及び12月は、つまり3割の削減としたところでございます。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 2点目に、本庁舎建替え問題に関してお尋ねをいたします。

令和元年9月に、前市長時代に策定された美祢市新本庁舎整備基本計画に、次のように記載されています。

本来、本庁舎で集中的に行う業務が市内の数か所に分散して行われているために、

市民サービスの観点からも多くの市民に不便をかけている。このことを踏まえて、本庁舎の整備を進める、このような基本的な考え方により、本庁舎建替え工事が進んで、昨年11月に完工、新本庁舎の供用が開始されたところであります。このことに関し、この後援会だよりに、次のように記載されています。

約束実現に走りました。約束実現に走られたということでございます。御苦労さまでした。市役所本庁の庁舎の庁舎が書いてありません。市役所本庁の規模削減、次世代に重たい負担にならないようにすべきとの判断から、新本庁舎規模を当初計画よりも3分の1程度縮小しました。これにより、約10億円の事業費削減となりますと表現されております。

これを、これをというの、つまり、この後援会だよりを御覧になった市内の中年の御婦人が、篠田市長は、本庁舎建替えに10億円も削減されたんですってね、本当にすばらしい方です。ぜひとも再選させたいものだと感心しておられました。

そこで質問ですが、新本庁舎について、規模を当初計画よりも3分の1程度縮小したとはどういう意味でありましょうか。4階建てを3階建てに縮小したとすれば、縮小の規模は4分の3程度ではないでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

新本庁舎の規模の縮小については、私の公約に掲げさせていただいたところでございます。

新本庁舎の規模の縮小についてであります。

議員御承知のとおり、令和元年の9月策定の美祢市新本庁舎整備基本計画におきまして、新本庁舎の建設規模を4階または5階建て、延べ床面積は6,790平方メートル、建設事業費は37億7,000万円として――失礼しました。32億7,000万円としておりました。

その後、令和2年4月に、私が市長に就任し、次世代への負担を極力軽減すべきとの判断から、新本庁舎の建設事業を20億円程度に圧縮するよう職員に指示するとともに、市議会に対しましても、同年7月1日開催の第2回新庁舎等建設特別委員会において、私から直接、御説明を差し上げたところでございます。

最終的に、令和3年7月完成の美祢市新本庁舎整備実施計画書において、3階建て、延べ床面積は4,570平方メートルとなりましたことから、新本庁舎の建設規模

は、当初計画に対しまして、延べ床面積ベースで67%、つまり3分の1程度縮小できたものと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） よく分かりました。床面積ベースで3分の2にされたと、こういうことでございます。

今おっしゃったことは、平成2年7月1日開催の新本庁舎等建設特別委員会において、当初予算の建設事業費32億円を20億円程度に縮小すると、この考え方を示されております。

また、当初構想の4階建てを3階建てに変更されました。このことは、特別委員会の委員である私が、そのとおり事実だと、このように確認をしております。しかし、実際に工事開始後に、当初予見できなかった地下に穴が空いてると、このような特殊な事情の発生とか、資材価格の高騰とか、さらには、一号別館の改造工事等により、事業費は相当膨らんだはずでございます。

そこで、お尋ねですが、結局、本庁舎の建物建築費は、一号別館の改造費を含めて幾らかかったか、お尋ねをいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

当初の新本庁舎整備基本計画におきましては、32億7,000万円と先ほど説明いたしました。この中には、一号別館の建設工事費は入っておりません。したがって、新本庁舎と比較いたしまして、ちょっと御説明をさせていただければと思います。

新本庁舎の建設事業費の削減についてであります。

先ほど答弁いたしましたとおり、令和元年9月策定の基本計画では、新本庁舎の建設事業費は32億7,000万円としておりましたが、令和3年7月の実施設計書において、建設規模を延べ床面積ベースで3分の1程度縮小することができました。しかしながら、資材価格や人件費の高騰などの要因により、建設事業費は、25億1,764万円となり、私が指示した20億円程度には及ばない結果となりました。

その後、入札を経て、令和3年11月に締結いたしました新本庁舎の工事請負契約では、契約金額は22億1,100万円となりましたことから、基本計画時の新本庁舎建

設事業費32億7,000万円と比べ、10億5,900万円、つまり約10億円の事業費削減ができたというふうに考えております。

参考までに申し上げますと、契約金額22億1,100万円を建築面積で割りますと、平米単価は48万4,000円となります。建築面積、減らした面積が2,220平米でございますので、48万4,000円掛ける2,220万円で、10億7,400万円となりますので、約10億円程度は事業費が削減できた計算となります。

なお、議員御承知のとおり、新本庁舎の建設工事着手後、工事場所の地盤の影響により3億943万円、著しい物価高騰などの影響により8,832万5,000——約8,832万円、合計で3億9,775万5,600円の工事請負費の増額が生じたところでございますが、これにつきましては、基本計画、いわゆる当初の当初計画のとおり、建設工事に着手したとしても、回避不能な事象であったと考えておりますので、私としては、新本庁舎の建設事業費は、先ほど申し上げましたとおり、約10億円の削減ができたというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 私は、今御答弁ありましたような細かい話を聞くつもりは全くございませんでした。しかし、細かい話をお答えになりましたけど。

要するにね、32億円の予定だったんです。それで、一号別館も含めて、結局幾らかかったんですかとお伺いしました。答えてください。

○副議長（高木法生君） 落合デジタル推進部次長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えいたします。

新本庁舎の建設工事と第一別館含めまして、幾らの工事費がかかったかという御質問でございます。

新本庁舎の建設におきましては26億875万5,600円でございます。

そして、第一別館の改修につきましては3億635万円でございます。合わせまして、29億1,510万5,600円でございます。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） そのお答えを期待しておりました。細かい話は結構です。今、

大きな話をしておりますから、詳しく御答弁いただきましたことは、それはそれで置いときます。

結局、29億円かかりましたと、こういうことです。32億円の予定であったのが、いろいろな紆余曲折を経て、29億円で仕上がったと、こういうことだと私は理解いたします。以上です。

何か異論があれば——ちょっと待ってください。29億円でできたということは間違いですということであればお聞きしますが、そうでなければ結構です。何かおっしゃりたいですか。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の今の御発言に対して、私から申し上げさせていただきたいと思います。

当初計画の32億7,000万円というのは、第一号別館の改修工事は含まれておりません。したがって、比較の対象が、坪井議員がおっしゃるのが若干違うのではなかろうかと思っております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 何回も言いますが、細かい話をお聞きするつもりはありません。あなたの後援会だよりも、10億円削減しましたとおっしゃってるから、それはいかなものかなという観点からお聞きしとるんであって、結局、一号別館の改造を含めて、新本庁舎が出来上がったんでしょう。それは、最初から入っていなかったとかいるとか、そんなのは、私はどうでもいいと思っています。

次に行きます。

後援会だよりも記載されている10億円削減の部分に、これに写真が載っています。

写真はですね、美祿市役所新本庁舎オープニングセレモニーの看板が掲げられています。したがって、この後援会だよりは、完工後に作成されたものだと私は思います。で、これに、10億円削減と書いてあるんです。細かい話は結構です。そんな専門系な——専門家の話じゃないですから、この後援会だよりを御覧になる方は。

篠田市長の新庁舎縮小案の1つの根拠として上がっているのは、社会福祉協議会、新本庁舎に移転させれば、現に社協がある地区がさびれると、私そうおっしゃった

のを明確に覚えています。社協はしたがって移転させないと、こういうことでした。

そこで質問ですが、新本庁舎内に社会福祉協議会の職員は全く常駐しない、していないのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

令和2年7月1日の新本庁舎等建設特別委員会において、美祢市社会福祉協議会の新本庁舎への移転については、今おっしゃったように、にぎわいが減少し、そういった環境面への影響を考慮して、使用できる施設は、引き続き使用していくことを御説明させていただいております。

現在、新本庁舎の供用に併せ、社会福祉協議会の職員1名でございますけど、市民福祉部福祉課のフロアで勤務をしております。これは、社会福祉法に基づく包括的支援体制の構築に向けて、令和3年度から多機関協働の取組を美祢市社会福祉協議会に委託しており、さらなる機能強化のため、多機関協働の調整役を担う職員の福祉課での勤務をかねてから調整してきたものであります。

具体的な業務内容としては、福祉部門を中心とした住民の複合化、複雑化した問題を掲げ、抱える混乱ケースや制度のはざまにあるケース等を適切な支援につなげるため、住民の抱える福祉課題について、庁内の班や課、部門や機関を超えた調整役を担っていただいております。

なお、この件に関し、美祢市社会福祉協議会と覚書を交わし、当該業務以外は、庁舎内で行わないよう、業務の範囲を定めているところでございます。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） また、築後三十——当時35年前とか36年でしょうか、一号別館、第一別館、今はもう40年築を経ったと思います。この第一別館を改造して、新庁舎と2階の連絡通路でつながり、利用しています。

改造後の第一別館の1階部分には、外来者用の、実はトイレがございません。本館まで行かなければなりません。私は、有権者名簿のチェックのために、選管に1週間通いました。雨の日です、わざわざ選管から傘を差して、歳取るとトイレが短いので、何回もトイレに行きました。とても不便を感じました。

第一別館の1階には、上下水道局及び選挙管理委員会の職員が20数名勤務してい

ますが、トイレはどこのものを使用なさっているのでしょうか。多分、職員専用のトイレが近くにあるのではなかろうかと思います。細かいことは別にして、このように庁舎に来た一般市民や働く職員の利便性において改善すべき点が多いのではないのでしょうか。

この点、市長はどのように感じておられるのでしょうか。全く問題ない、素晴らしい本庁舎ができて、めでたしめでたと、このようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

旧第一別館、現在の別館のトイレの状況についてでございます。

議員御発言のとおり、別館の1階には、上下水道局及び選挙管理委員会事務局を配置しており、現在は、両所属合わせて、19人の職員が勤務しているところであります。

別館1階で勤務する職員につきましては、フロア北側のバックヤードに設けられております職員用トイレを利用しているところでございます。

御指摘のように、本館1階のトイレを御利用いただいている状況でございます。別館から本館への移動に加え、今言われましたように（聞き取り不可）などにおいては、御不便をおかけしているところでございます。

この点につきましては、令和6年度に実施予定のひさし整備工事により、本館と別館が屋根つきの通路で往来できるよう改善していきますので、しばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 以上、御答弁があったように、必ずしも全てよしという新庁舎の竣工ではないように私は感じます。

で、後援会だよりに記載されております改築、新本庁舎の規模の縮小は本当に、実現に走りましてというふうに書いてありますが、10億円削減じゃないんですよ、大きく言えば。

そこでね、本当に篠田市長、胸を張って誇れるのでしょうか。お尋ねです。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

今後の人口減少社会等を見据えた——見据えれば、持続可能な財政運営が必要でございませう。こういった財政運営の観点から庁舎建設の規模計画を見直しさせていただいたところございませう。これは、つまり過大な借金を次世代に背負わせないことに取り組んだところございませう。

先ほどから申し上げておりますとおり、新本庁舎の建設計画の見直しにより、私は、約10億円の削減と思っております。建設事業費への合併推進債の充当率を9割、償還期間を30年の5年据置きで計算しますと、9割割る25年で1年当たり3,600万円の償還金が減ったということになります。何よりも、次世代に過大な借金を残さないという思いから、私は、この庁舎規模を見直しさせていただいたところございませう。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 後の世代になるべく借金を少なく残したい、よく分かります。それはそれで何の異論も反論もございませう。

私が今申し上げてるのは、この後援会だよりも、10億円削減したよと書いてあることを問題しております。これで、取りあえず、この問題は置きます。

それでは、大きなテーマの2番目、三セクの合併と事業譲渡についての質問に移りますが、もう1問で30分使いましたんで、これ、簡単に済ませます。

要すれば、美祢農林開発株式会社が、美祢観光開発株式会社に吸収合併されたと、それによって、長い間、十五、六年ですかね、頑張ってこられた美祢農林開発株式会社は、解散、消滅いたしましたと、こういう話です。

本件について、私が確認したかったのは、細かいことはもうやめます。本件は結局、竹関連事業の実施主体、これは美祢市そのものであると。商工労働部の説明では、よくぼやかして分からないんですよ。美しい山づくり、竹の繁茂を抑えて、すっきりした山にしよう、そのためには、竹を切ってきれいにすると、この仕事は、実は美祢市そのものの事業だったんですよ。それをあたかも商工労働部の皆さんは、何か第三者の事業かのごとく表現されてます。悪意はないと私は思いますが。

要するに、事業譲渡されて、ああもういいや、美祢市関係なくなった、ばいばいって、すっきりしたよってそんな印象をばらまいておられます。それ以上言いませ

ん。

結局、本件は、竹関連事業の実施主体は美祢市そのものであり、従来、美祢市が美祢農林開発株式会社に業務委託していた竹箸部門を、昨年7月に、防府市に本社を置くエシカルバンブー株式会社へ、業務への業務委託に切り替えたこと、ということでございます。これを皆さん、ここにいらっしゃる皆さんにもよく認識していただきたいし、美祢市民の皆さんにも、よく理解してほしいということです。

要すれば、竹が繁茂しますと、もう山がどんどんどんどん劣化してしまうんです。たまたま私は、3日お雛様ときの読売新聞です。見ましたらね、これ御覧になったと思いますが、竹害を減らせ商品化ぞくぞくという記事が出てます。この中にね、エシカルバンブー株式会社の社長さん、田澤恵津子さんのインタビュー記事が出てます。御覧になったかどうか分かりませんがね。

で、このエシカルバンブーの社長さんの話によりますとね、要すれば、竹害、竹の害を竹財、財産の財です。竹の財産に変えようということで、一生懸命、竹関連事業を展開しておられます。すばらしい会社だと私は思っていますが、以後、竹箸の製造につきましては、このエシカルバンブー株式会社が業務委託を受けて、美祢市から展開されると、ということでございます。非常にタイムリーな記事が出ました。ついては、市長のエシカルバンブーに対する思いが何かあるかと思います。おっしゃってください。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

エシカルバンブーにつきましては、宇部市と美祢市とそして、エシカルバンブーとそして山口県立会いの下、協定を締結させていただいたところでございます。特にSDGsに向け、竹の消費、また、エシカル消費っていうところに非常に注力されている会社でございます。今現在、竹箸の製造にとどまらず、いろんな可能性を調査されているところでございます。

エシカルバンブーによりますと、特に山口県だけ、美祢市の竹は、殺菌効果が高いという研究結果も出ているようでございます。竹を本当に竹材ではなくて、財産になるような取組を積極的にされているところでございます。したがって、市とも連携しながら、連携を深めながら、今後、竹材の活用について、御協力をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） この問題はこれで終わります。

最後の問題に移ります。

これは、既に12月議会での一般質問で行ったことではありますが、実は不完全燃焼いたしまして、積み残しがいっぱいあります。だから、補充質問という格好で行います。

これまでの12月の一般質問で確認できたことを、以下、数点申し上げます。

1点目、県、市がこうむった損害額の合計は229万3,784円でした。これは、8月30日の懲戒処分したときの記者発表額と6万5,000円、何か違いますけれども、いろんな数字があれには上がってますんで、後で確認してください。

で、総額が229万3,784円と、これだけの税金あるいは税料を取り損ねたということです。県民税の部分は65万8,900円、県民税は65万8,900円、市の損害額は163万4,884円、内訳は、市民税が99万1,100円、関係税料っていうのは、健康保険税、介護保険料等です。60万5,141円でした。

それから、令和5年9月4日付の監査結果を、市民税、県民税合わせて165万円の損害相当額について、必要な措置を講じられたいと、このように出ています。

この監査結果には、残念ながら、健康保険税その他関係税料とありますが、60万5,141円が含まれておりません。これは監査委員の御説明によると、監査請求がなされてないから、健康保険税等については、だから、結果も書かなかったところおっしゃってます。

で、徴収ミスをした職員の弁償額は163万4,884円、で、65万8,900円の県民税は含まれていません。だから、弁償された額については、県民税は除くと、つまり市民税と関係税料だけでしたと。

それから、結局、監査結果が求める損害賠償額、これは165万円でした。相当額のうち、当該職員は163万4,884円を弁償したわけで、形式的には165万円の相当額の範囲内で弁償しましたんで、監査計画が求めている関係税料60万5,000円141円を含んでおりますけれども、自主的には、監査結果の求める以上の弁償がされているわけです。中身、内容的に、すりかわりがあるんですよ。

そこで、これ、大変恐縮ですが、代表監査委員に質問です。

監査請求人は市民税、県民税の損害賠償を求め、関係税上の損害賠償を求めていなかったのですが、監査手続において、執行部から関係税料の資料提供を受けたかどうか。関係税料の資料提出があった場合、関係税料を含めて、監査結果を出すべきではなかったかと思いますが、私は法的には可能であったのではないかと思います。代表監査委員、どのようにお考えか、御答弁願います。

○副議長（高木法生君） 重村代表監査委員。

○監査委員（重村暢之君） 坪井議員の御質問にお答えします。

住民監査請求は、地方自治法第242条第1項において、事実を証する書面を添え、監査を求めることができると規定されています。

また、監査に当たっては、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、請求人が提出したその他の資料等を統合し、監査の対象を特定した上で実施することとなります。

当該監査請求については、個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りについての事実を証する書面を添付し、請求され、監査委員合議の上、個人市県民税の賦課漏れ及び賦課誤りにより、賦課権が消滅した市県民税について、監査対象とし、監査対象部局である税務課に対してのみ関係書類の提出を求め、監査を実施したものです。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 御答弁の内容は分かりました。

しかしね、監査機能っていうのは、何のためにあるかっていうことですよ。それは、コンプライアンス、法令遵守という観点から、今お答えのことは、いささか消極的ではなからうかと思いますが、改めて御見解をお聞きします。

請求人の主張がこうであったから、それに限定しましたと。ところがね、執行部のほうは、県民税のことは知らんと。それじゃあ監査結果と隔たりがあるから、関係税料を入れて、請求されたのかどうか分かりません。入金がありましたという話です。

だから、監査の機能っていうのは、先ほど代表監査委員おっしゃったように、もっと幅の広い法令遵守という観点から現に起きたことかどうかと、こういうのを監査されるんだろうと思いますが、もう一遍答えてください。

○副議長（高木法生君） 重村代表監査委員。

○監査委員（重村暢之君） 坪井議員の再質問にお答えします。

お答えにはならないかと思いますが、当該住民監査請求では、請求人から個人市県民税の還付漏れ及び課税誤りの事実を証する書面の提出があり、令和5年7月26日に陳述の機会を設け、個人市県民税の還付漏れ及び課税誤りにより、賦課権が消滅した市県民税について監査を実施しています。

また、監査結果においても、同対象により、監査委員合議の上、決定したところでありますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

今後も、住民監査請求監査に当たりましては、地方公共団体の違法、不当な財務執行の防止とその是正を目的とする地方自治法第242条の定めに従い、慎重かつ公正な判断を示さなければならないと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） これ以上、代表監査委員と議論しても始まりませんので、置きますが、やっぱり本件は、もともと確定申告後の所得の変更データが税務署から送ってきた。それを市の担当職員が入力忘れしたというところから発生しています。

したがって、私が代表監査委員なら、当然、全てこれに関して取り損なったものは、税金であろうと、健康保険料であろうと、私は弁償せいと言います。これ以上言いません。

次に、本件について執行部への質問です。

監査結果を受けて必要な措置を講じる際に、徴収ミスをした職員に対して、損害賠償請求権を行使して請求しなかった。請求してないんですよ。それは、自主的に弁済するとの申出があったから、こういうことですが、当該職員は、賠償すべき損害額をどうやって把握したんでしょうか、お尋ねです。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 坪井議員の御質問にお答えします。

個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りに関し、昨年8月に対象となる職員の懲戒処分を行っております。そのときに、処分辞令を交付した際に、損害額を伝えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 何かそっと口頭でお伝えになったと、こういうことです。

これは、後ほど言いますけれども、ちょっと変ですよ。口で、あんた何ぼ損害を与えたから払えって、それはないですよ。少なくともね、執行部っちゅうのは、文書主義です。きちんと、そりゃあ損害賠償を請求するんですから、ちゃんと請求書を作って出して、当たり前じゃないですか。こそっとあんた何ぼ払えって、はい、分かりましたって、これはないでしょう。

で、市長は、当該職員に対して、弁済を求めるかどうかについて、顧問弁護士と協議を重ねたと主張されています。顧問弁護士として、2つの事務所と契約されていること承知していますが、協議されたのは双方ですか、一方のみですか、お伺いします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 坪井議員の御質問にお答えします。

市が顧問弁護士に相談する場合、相談内容や頻度等を考慮し、案件ごとに、どちらかに相談するのが——どちらに相談するか判断しております。今回の事案も同様であり、一方の顧問弁護士に相談を行っております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） それでは、次に、弁護士と協議されたということですが、その協議の内容についてお伺いしたいと思います。

損害額の総額は、さっき申し上げたように229万3,784円、市税分が99万1,100円、これについては、監査結果の範囲内ですから、何の問題もないです。ところが、関係税料分60万5,141円については、監査結果は、何ら言及はありません。当該職員から、しかし弁済されているんです、関係税料分が、監査結果にないのが。

だから、それはさっき佐々木部長がおっしゃった、そっと囁いたと、その中に入ってたんでしょう、恐らく。これもおかしいんです。監査結果と内容が違うんですよ。で、関係税料分60万5,141円については、申し上げたように、監査結果には何の言及ありませんが、当該職員から弁済されてるんですよ。だから、てれこになってる、分かりやすい言葉で言うと。

反対に、県税分65万8,900については、監査結果をちゃんと言及されてますよ。これは当然、監査委員の立場からいえば、弁償の対象になってるはずですよ。だけ

ど、当該職員からは何の弁償もありませんと。で、弁護士とどのような協議をされたか、その説明をお願いいたします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 坪井議員の御質問にお答えします。

今回、職員の処分——懲戒処分を行っておりますが、処分するに当たり、処分の程度などを含め、顧問弁護士と相談しながら、事務処理を進めたところであります。その際には、市の損害額算定の考え方についても相談を行っております。

まず、今回の市県民税の賦課漏れ及び課税誤りに関し、市県民税の額が変更されることにより、影響する事務について、市の全ての事務事業の中から洗い出しを行っています。その結果、影響が認められたのは、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の3つであり、懲戒処分の公表の際には、関係税料と表記をしたところであります。

これらの保険税、または保険料においては、市県民税の額が変更されたことにより、税額や保険料の額が変更となり、増額となった場合、あるいは減額となった場合があります。それらの増減額を算出し、さらに消滅時効等により賦課することができない額と財源のない還付額については、市の損害額として算定したところであります。

また、市県民税のうち、県民税分について、賦課権が消滅したものは、市は県民税として、県に納付することができませんので、市の損害額から除外したところあります。

これらのことを含め、懲戒処分の内容や損害額の算定について、市の考え方を顧問弁護士にお示しし、御意見を伺ったところあります。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 何だかよく分かりません。これ以上、押し問答してもしょうがないので、次に行きます。

いずれにしても、県税分については、市は言及できないということでございます。確かに、税法上は、県民税の徴収権自体が消滅したわけですから、県民税について、市が言及する立場にはない、これはよく分かります。市の職員の重大な過失により、県民税の徴収権が消滅したもので、県は、税の徴収権に変えて、税の徴収権に変え

て、民法上の損害賠償請求権を要するに至っています。市が同じようなことでおやりになった。税の徴収権は、もう時効消滅したけれど、損害賠償請求権があるんじゃないかと、民法709条で請求されました、請求書はないけれども。

つまり市は、県の意向を確認できないし、確認する意思もないと、こういうことでしょうか。損害賠償責任の発生、損害額、請求手続、損害金の受領と行政文書は一切作成していない、こういうことも、弁護士と相談されて決めたことでしょうか、お尋ねをします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 坪井議員の御質問にお答えします。

昨年9月の定例会——昨年9月定例会の予算決算委員会において、総務企画部次長が文書がない旨の発言をしておりますが、それは、市の損害について、対象の職員に請求を行った文書はないという意図で発言したものでありまして、損害額の算定や懲戒処分等の文書は作成し、適正に処理を行っております。

また、11月定例会の一般質問において、坪井議員から要求がございました、対象の職員が市に損害額を納入したことを証明する文書につきましても、その写しを既にお渡ししているところでございます。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 何だかキツネにつままれたみたいな感じですよ、佐々木部長。一切行政文書はないとお答えになってるんですよ。いや、実はありました。おかしいじゃないですか。そういう、ここは真正な場所ですよ、議会というのは。あなたは、そんなに簡単に、証言を覆えされるんですか。それこそ懲戒処分もんですよ。あなたはころっと、何か知らん顔して抜けるけど、今おっしゃった、ありましたって。何々文はないけれど、何々文はありましたって。

もう一遍正確に教えてください。最初に、ありませんと答えた、お答えになったのは、どういう内容で、今あるとお答えになったのはどういう経緯で、それを今、突然公表されるんでしょうか。もう時間がありませんから、もういいです、それはもう。幾らあなたを追及したって、もうしょうがないですから。

もう、あと6分しかありませんので、総括質問です。

市長は、市民に寄り添う市政の実現を公約に掲げておられます。

市民に寄り添うということは、どういうことかといいますと、市民一人一人の声を市政に反映させること、それから、市政の内容を市民一人一人に分かりやすく、丁寧に十分に説明することだと私は思います。

市の職員の税金の徴収手続の重大なミス の事後処理において、行政文書が一切ないと最初は答えて、今は、実は一部ありましたと お答えになってる。これはね、行政の文書主義に明白に違反しています。市民への説明責任を十分に果たしたとは言えません。市民に寄り添う市政の実現とは程遠いのではないのでしょうか。

今からでも遅くはないと思いますが、改めて文書、本件に関して、文書を完全に整備するというお考えはないか。これは、市長にお尋ねします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

今からでも行政文書を作成する意思はないかということでございますが、先ほど、佐々木部長がお答えしましたように、損害賠償額を請求する文書がないということでございます。職員には、事務執行上、必要な文書の作成、そして、記録を残すよう従来から指示しているところでございます。したがって、坪井議員の文書主義というのはおっしゃるとおりでございます。

今回のように、損害賠償請求そのものを行っていない場合は、これに関する文書は作成していないということでございます。

いずれにしても、適正な文書管理に努め、また、説明責任を果たすよう努めてまいる所存でございます。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） もう時間がなくなりましたんでね、今の市長答弁もおかしいですよ。請求書がないっちゃうのが一番問題じゃないんですか。709条の損害賠償請求権あれば、当然、文書主義をモットーにしておられる行政が、請求書がないということは言語道断だと思います。

次にいきます。これが最後です。

市長の後援会だよりに記載されている新庁舎建替え事業費10億円削減の表現は、市民に大変な誤解を与えるものだと私は思います。そのまま放置することは、市民への説明責任という観点から、到底許されるものではないと私は考えます。

市長は、後援会だよりに記載の庁舎建設建替え事業費10億円削減という過大表示問題にどのように対応されるのか、お尋ねします。これが最後の質問です。きちんとお答えください。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、減築した面積は3分の1でございます。これを、あくまでも契約金額で除しても、約10億円は削減できたという計算になるわけでございます。

したがいまして、私は、この10億円は削減できたというふうに思っております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員、簡潔にお願いします。

○8番（坪井康男君） 分かってます。

今の市長の答弁は到底納得できません。虚偽答弁とは言いませんけれども、本当にね、あなたはズルい、10億円削減って書いてあるんですよ。だけど、実際は3億円ですよ。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔坪井康男君 自席に着く〕

○副議長（高木法生君） この際、14時15分まで暫時休憩いたします。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○副議長（高木法生君） 一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○12番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。

小中一貫教育校についてお尋ねいたします。

小中一貫教育は、第一次安倍内閣による教育基本法改正、第二次安倍内閣で教育再生実行会議、平成27年（2015年）に学校教育法改正で、9年間の義務教育——義務教育学校が法制化されました。

この義務教育学校とは、小学校6年、中学校3年の従来の義務教育を指すものではありません。9年間の間に、自由に五・四——5・4制や4年、3年、2年という

ふうに自由に設定ができるというものです。これは、小中一貫校教育校がさらに進化していくものと受け止めています。

また、平成26年（2014年）の地方創生で——政策で、学校統廃合が推進されてきました。

この小中一貫教育導入の背景には、教育研究所の指導によれば、財界の求めるグローバル人材の養成という教育の新自由主義政策と、行政——行財政改革による学校統廃合があるものと指摘されています。

今回、美東町では、小学校で児童の減少に伴って、平成——令和7年度から——令和7年1月から綾木、淳美小学校——綾木小学校、淳美小学校が、大田小学校の校舎に美東小学校として継承され、出発することになりました。その後、早くて令和8年には美東中学校に施設一体型として、小中一貫教育校として出発するとのことです。

美東町の児童・生徒が減少する中で、子どもたちの教育について、保護者が真剣に考えられて出された結論としての——して尊重はいたしますが、小中一貫教育の制度化を、学校統廃合の推進や教職員の削減、施設・設備費の削減などの手段にしてはなりません。

小中一貫校のメリット、デメリットが考えられますが、それぞれについてお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

美東地域におきましては、新しく大田小学校、綾木小学校、淳美小学校が1つになった美東小学校を令和7年4月1日に——の開校を目指しているところでございます。

それに関わる施設一体型小中一貫教育校のメリット、デメリットについて、御説明申し上げます。

まず、メリットといたしましては、小学校、中学校が一貫した1つの目標に沿ったカリキュラムを実施することにより、子どもたちの力を着実に伸ばすことができる体制が強化されるということがあります。小学校から中学校への進学時の不安が軽減され、いわゆる中1ギャップの解消につながるということもあります。

また、施設一体型であれば、児童生徒・教職員の移動時間のロスを気にすること

なく、中学校教員による小学校での専科授業と出前授業が容易になることや、小中学校の教職員が1つの職員室で仕事をすることにより、連携・協働が推進され、教育活動が活性化するとともに、業務改善につながる効果が期待できます。

さらに、学校が1つにまとまることにより、行事の開催や環境整備活動において、地域や保護者の皆様の負担軽減が図れるほか、協力も得やすくなると予想しているところでもあります。

一方、デメリットとして、一般的に、小中一貫教育校の課題とされていることを申し上げます。

まず、小中一貫教育校であっても、小学校と中学校の2つの組織が残っているため、連携が進みにくいことがあるという点、また、連携を図るための業務が増え、教職員の多忙化が進むことがある点等が上げられています。

ただ、これらについては、取組方次第ではメリットになるものと考えております。以上でございます。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） メリットとして、中小ギャップ——中1ギャップという——のギャップが解消されるということですが、中1ギャップとは、中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不応を起す状態を表わす言葉として使われていますが、中1ギャップ解消のメリットが——中1ギャップの解消がメリットとは思われないのです。

中学校を卒業して、高校進学に高1ギャップが乗り換えられない——乗り気——乗り越えられないということになるのではないかと心配です。

中学校は、そうはいつでも美東町内の生徒です。高校になれば、生徒は多方面から集まります。高1ギャップに悩むことになるのではないかと考えます。

さらに、デメリットとして、小中教育の連携が進みにくいと言われましたが、具体的にはどのようなことでしょうか。生徒や児童にとって、どう影響してくるのでしょうか。デメリットとして上げられているので、見過ごさ——見過ごせないところですか。お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 三好議員の御質問にお答えします。

施設一体型になっても、小学校と中学校の2つの組織は残っているため、従来ど

おりの業務の進め方が踏襲された場合は、それぞれの学校で業務が完結され、連携が思うように進まず、施設一体型の利点が生かされない場合があるということであり
ます。

この問題を未然に防ぐため、施設一体型小中一貫教育校の場合は、1名の校長が
小学校と中学校の校長を兼務し、組織体制の一体化を図るとともに、職員室を1つ
にして日常的に教職員が交流し、協働しやすい環境を整備するなどの工夫が必要と
なります。

また、学校の主役である子どもたちを中心に据え、どのように教育活動を展開し
ていくのかを地域や保護者、子どもたちの意見も取り入れながら、教職員全員で定
期的に話し合い、カリキュラムに落とし込んでいく過程を通して、毎日の授業や行事
をつながりのあるものにするのが大切だと考えています。

美東中学校区は、本市において、先駆的に令和3年度から小中一貫教育に取り組
んでおり、合同研修や合同事業、地域や子どもたちを交えた話し合いを重ねてきてお
ります。

また、本年1月16日に、施設一体型小中一貫教育校を見据えた、第1回美祢市美
東地域未来を拓く学校づくり協議会を開催しました。これから各分科会での協議も
本格化する予定です。

これらの協議内容を踏まえ、施設一体型の利点が生かされるよう、今後も教職員
間の連携を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 今の説明で、教職員に――教職員の方たち――職員が集まら
れるということで、ストレスが生じてくるのではないかと思った次第です。

1名の校長先生が、小学校、中学校の校長を兼務して組織体制の一体化を図るこ
と、それ自体が教職員の削減ではないでしょうか。教師の多忙がさらに多忙になっ
てくると考えます。

生徒と先生の、そして保護者との信頼関係が築き――信頼関係を築くために、教
員――教育においても、全ての前提になるのは信頼関係です。どんなに考え抜かれ
た指導方法であっても、先生と生徒との間に信頼関係が築かれていなかったら、教
育は成り立た――成り立ちません。教育は人なりと言われるゆえんです。信頼関係

こそが大切なことです。

一番なくてはならないのは、子どもたちが考える時間です。先生が一人一人の生徒や保護者とじっくり向き合える時間的なゆとりが必要です。教育とは、ここに一番重きを置くべきところではありませんか。

小中一貫教育校がこれを——その課題をクリアすることになると、さらに、小中一貫教育をすることで、さらに教師が多忙化に連なる——つながらないか、この点についてお尋ねいたします。

こうしたことをクリア——先生方がクリアしようと一生懸命なられることで、さらに教師が多忙になると考えます。この点についてはどうなのでしょう、お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 三好議員の御質問にお答えします。

本市では、昨年度から全市において小中一貫教育を導入しております。

その柱となる小中一貫した学校教育目標の設定と、その目標を実現させるための9年間のカリキュラム等も既に作成済みであります。

また、定期的な学校管理職によるネットワーク会議や、全教職員による小中合同研修会の開催、中学校区に1つの学校運営協議会設置等、小中一貫を充実させるための組織体制を整えてまいりました。そのことが、先ほど三好議員の申された、信頼関係の構築にもつながると思います。

このように、小中の教職員や地域・保護者が、子どもたちに身につけさせたい資質・能力を共有することにより、未来志向で学校教育活動の取捨選択が可能になるものであり、このことは、個々の教職員の負担軽減に資するものと捉えているところであります。

中学校教員が小学校での乗入れ事業を行うことで、小学校教員がその間、ほかの業務に取り込むことが可能となります。例えば、小学校でよく行われている縦割り班活動を中学生まで拡大して、その指導小学校教員が担うなどの工夫による業務の効率化も考えられます。

そして何よりも、子どもたちの学びのつまずきの原因や、成長過程を小学校と中学校の教員が情報共有することで、個に応じたきめ細やかな信頼関係を——に成り立った効果的な指導が可能となり、このことによる業務改善は、少なからずあるも

のと考えております。

小中一貫教育の強みを最大限生かし、教職員の多忙化を防ぐ取組をこれからも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 今のような説明がありましたけれど、今の教育——教師不足で教員の働き方改革が叫ばれています。

こうした中で行われるわけなんですけれど、小中学校一貫教育の形態については、施設分離型、また、施設一体型、施設隣接型とあると伺っています。

現在、施設分離型で学校運営がされています。児童が少なくなって統廃合ではなく、それぞれの小学校を継承しての美東小学校の設立は、施設隣接型での運営はよい方向だと思っております。

先日、美東町の4地区において説明会がありました。私も行きましたが、地域の方、あまり——寒かったせいかと思いますが、真長田は多かったのですけれど、綾木は少なかったです。こうしたことで、本当にこの地域の方、この方たちに分かっているのだろうかと思うこともあります。

しかし、そうした小学校を継承して美東小学校への設立、こういうことも皆さんには分かっていたきたいなと思った次第です。

しかし、この今のような美東小学校の設立——美東小学校へ行くということになっておりますけれど、数年後は、美東中学校での校舎を使って一体型にするということだと聞いております。これについては、問題が多過ぎると考えます。

1点目の大きな問題——課題は、小学校高学年がリーダーシップを発揮できない問題です。

将来の学校制度では、従来の学校制度では5、6年生が様々な教育活動の中でリーダーとして大きく成長し、思春期を乗り越える力を育てていくことにつながりました。それが、小中一貫校となると、うまくいかないのではないかという課題があります。

また、学校の施設についても、トイレや手洗い場所、体育の授業の更衣室など、学校生活を送るのに中学校と一緒に使用することになると、少々無理があるのではないかと思います。

施設隣接型にすれば、今の大田小学校は小学校用に建設されていますので、小学校——児童が学校生活を送りやすくなると考えます。校長先生も小学校と中学校2人いる——置いてもらうことになります。教職員の削減もしなくて済むのではないかと思います。

令和7年1月から美東小学校設置されますが、施設隣接型でいってほしいと思います。このことを、地域の方にも保護者の方にも説明していただきたいと思います。

全国的には、千葉県——つくば県——茨城県つくば市では、全世帯で小中学校——小中一貫校を進めるとしていましたが、2年間かけて調査・研究し、小中一貫教育の全校実施は改めて、小学校と中学校の分離しているとのことでした。

美東中学——美東町においても、美東地域未来を拓く学校づくり——学校づくり協議会がありますが、この点についてもしっかりと協議をしていただきたいと思います。

地域の方から説明会もありましたけれど、真長田は淳美小学校を残してほしいということも多かったと思います。また、生徒さん——児童の方も多いので、説明会にはたくさんの方が来ておられました。こうした中で、淳美小学校を残すことはできないかという声も聞いております。

私は、淳美小学校の卒業生です。母校——淳美小学校が母校です。保護者の方々が子どもの未来のこと、将来のことを考えられて決められたことなので——決められたことなので、淳美小学校が美東中学校のほうに行くということにもちょっと悲しい——寂しい気もしますが、致し方ないと思うのです。

淳美小学校をいかに活用するかということで、この活用について、私はいろいろ考えたのですが、前——昨年でしたか、ドキュメンタリーの映画「夢見る学校」を見に行きました。この「夢見る学校」を見られた方も多いかと思います。ドキュメンタリー映画で、きのくにの子どもの村学園、この映画の中で、子どもたちのいきいきとした学校生活を送っている様子が映し出されました。これは、きのくにの子ども——子ども村の学園だけでは——が特別な年齢は——特別なのではなくて、どこの公立小学校、中学校でもできると——できることだと聞いております。

淳美小学校は、立地的にも山口市、宇部市、萩、長門と4方の中心地でもあり、交通アクセスも良好です。淳美小学校は、裏山にアスレチックもあり、また、稲作ができる真美田中高——中心とか中——真美田があります。この真美田で——もあ

って、歴史ある学校です。

淳美小学校は、どんな形でもいいから残るとうれしく思いますが、こうしたことについて、これは私の意見なので通告はしておりませんが、意見を述べさせていただいて、もし、市長のコメントでもいただければうれしいのですが、どうでしょうか。通告に——いいですか。

○副議長（高木法生君） よろしいですか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員のどっちかいうと御質問というより御意見だろうと思います。

これにつきましては、現在、将来に向けて、地元の方も交えて協議を進めているところでございます。

したがいまして、私のコメントっていうか、思いついてというのは、今時点では申し上げることを差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 私が今市長に求め——意見を求めたのは「夢見る学校」、これを映画を見に行ったときに、そこに美祢市のパネルがあったわけです。それで、市長もこういったことにすごく力を入れていらっしゃるなどと思って、公設塾ですね、そのパネルがあったので驚いて、すばらしいと思ったところなんで、コメントいただこうかなと思いました。失礼いたしました。

次に、ICT教育についてお尋ねいたします。ちょっと、ICT教育なんでタブレットを使って。

昨年10月に作成された教育振興計画——基本計画の中には、タブレット端末をはじめとするICTを生かし、活用しながら……

○副議長（高木法生君） 三好さん、マイク近づけて。

○12番（三好睦子君） すみません。活用しながら主体的に学び、取り組み、ここからの時代になる必要な情報活用能力等の資質能力をた——一層高めることが求められる——っているとあります。現場では、どのような授業が行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 三好議員の御質問にお答えします。

本市においては、令和2年度から1人1台タブレット端末の貸与を開始しており、学習支援として、AI型学習ドリル教材であるQubena（キュビナ）を導入しております。

また、デジタル教科書は、県の補助を受けて、英語については、小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒が使える環境にあります。

タブレットにつきましては、授業や家庭学習など、いつでも利用できる文房具としての活用を進めているところであります。

今年度の全国学——学力学習状況調査での学習の中で、ICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますかという問いに対する肯定的な回答は、本市の小学6年生で94%、中学3年生で93%となっております。

AIドリルやデジタル教科書の活用だけでなくタブレットを使用して、授業中の意見交換を活発化させたり、プレゼンテーションの機会を増加させたりする取組が進んでおります。さらには、毎日の健康観察に利用するなど、授業外の活用も広がっているところであります。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） IT新——先進国のスウェーデンでは、1人1台のデジタル端末機を取り入れて、紙の教科書からデジタル教科書に完全移行して——したということです。しかし、昨年8月から、紙の書籍や手書き練習に重点を置き、ICTを活用する時間を減らしているとのこと。

このような情報を知ると、私たち美祢市においても、紙と手書きの学習に重点を置くべきと考えますが、教育委員会の見解をお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 三好議員の御質問にお答えします。

義務教育段階で情報活用能力の基礎を養い、情報モラルや情報機器の正しい使い方を身につけることは、これからの時代を切り開いていくために必要とされる重要な資質・能力であります。情報機器を文房具の1つとして正しく使い、自ら学ぶ力を育成するために児童生徒の発達段階に応じて、情報機器の段階的な活用を進めてまいりたいと考えております。

特に、小学生は五感や体全体をしっかりと使った体験的学びが大切であるため、

ICT機器の過度な使用に偏らないよう注視してまいりたいと考えております。

現状におきまして、タブレットへ書き込んだり、打ちこんだりする作業は増えてはおりますが、紙の教科書と鉛筆やノートによる学習も十分に行っております。

ICT機器は、文房具の1つであるように、これを使いこなすことは、あくまでも手段にすぎず、深い学びや自ら問題を発見、解決し、創造力を養うことなどにICT教育の目的があると考えておりますので、効果が発揮できるよう、活用の場面やタイミングを踏まえた授業をデザインしていかなければならないと考えております。

社会の急速な変化に伴い、子どもの学び方を変化させていく必要があると考え、本市では、一昨年から自由進度学習を取り入れた多様な学びにつながる授業改善を行っています。

現在、小学校の算数を中心に、教科書やタブレット、紙プリント教材などの様々な学習教材の中から授業の目標に照らして、自分のペースで自分に合った教材を、子どもたちが選択して取り組む自由進度学習の実践に取り組んでおります。この取組により、子どもたちは分からないことがあれば、自分から先生や友達に尋ねたり、タブレットの説明動画を繰り返し視聴して理解したりと、自分に合った学び方を少しずつ身につけております。

今後もICT機器の導入を、児童生徒の多様で深い学びにつなげ、発達段階に配慮しながら、子どもが自ら進んで主体的に自分に合った学びが行えるよう事業改善を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 日本共産党は、教育におけるICT機器の有効活用を否定するものではありません。

しかし、子どもたちに最も必要なのは、人と人とのかかわりの中で育まれる教育だと思います。子どもたちの生活——学校生活が行事や実技の教科だけでなく、個別学習、グループ学習、全体学習を通じて、友達と意見交換する中で深い学びへと導き——導かれます。集団的な学びこそ、教育の意義があると思います。

先ほど教育長のお話にもありましたが、こういったことも含まれているのかなど思ったりもしますが——思ったりしています。集団的な学びこそ、教育の意義があると考えます。ICTの先端技術を使い、一人一人の子どものデータを分析して、そ

それぞれの子どもに最適化とされた学習内容を提供する——しようとすることは、それぞれの学習を提供することは、子どもたちの学習内容を提供することで、教育の孤立化、画一化につながるおそれがあると思います。ICT機器の使用時間が長くなればなるほど学力が低下するという報告が——傾向があるという報告があります。

その報告はですね、この日本でその学力を低下があるということを申し上げると不安になることも——不安になられてはいけないんですけど、日本で行われた学力——全国学力——学力学習状況の調査の結果から、学校の授業な——以外で1日当たりの勉強するためのICT機器の使用時間と平均——学力の点数です。

平均回答率を相対的に見ると、中学生の国語では、3時間以上の下——3時間以上のタブレットを使った人、また、数学でも3時間以上した人とかは、かなりのICT機器の使用時間が長くなればなるほど学力が低下——低下と言ったらちょっとあれですけど、劣る——劣るっていうのも変ですね、という経過——低下するという傾向が見られるとの報告がありますが、学力の低下ではなくて、学力を向上させなくてはなりません。

この学力を向上させるためのこうしたICT機器の使用——この制限とかいった、そういったこれらの問題についての見解をお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 大変失礼いたしました。三好議員の御質問にお答えいたします。

先ほどお話がありましたように、個別最適な学びと協働的な学びを推進することによって、子どもたち自身が自分の学びをマネジメントする力、そして主体的な学びが育成できると考えております。

今年度の全国学力学習状況調査の結果によりますと、学校の授業時間以外でICT機器を全く使っていない生徒を含め、1日当たり1時間以内でICT機器を使用している児童生徒の正答率が、ほかの使用時間の児童生徒よりも高くなっておりませんが、確かに1時間を超えると、徐々に正答率が下がっていく傾向が見られます。

この結果だけでは断定できませんが、適度な時間のICT機器の使用は、学力の定着に効果があると分析しております。

ただし、議員御発言のとおり、効率の悪い使用や使い過ぎは、睡眠時間へも悪影響を与える可能性があるため、児童生徒の使用状況に目を配りながら、よりよい使

用方法を指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） いろいろありがとうございます。教育の問題で、ぜひ私は皆さんに言いたいのが、今進められている小中一貫教育、これは大田小学校を使って、そして美東小学校としていつていただきたいなというのが、私のがん——今回の一番大事な質問なんですけれど、これも皆さんの小学生の方の未来を考える保護者の方たち、皆さんの会議があるということで、これもぜひ、私はその会議に出ることができませんので、ぜひ伝えていただきたい——保護者の方にも、私が伝えていくつもりですけれど——ときがあれば——もしも御賛同いただければ、こういうことはどうだろうかと言っていたきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次にですね……

○副議長（高木法生君） 三好議員、ちょっとマイクを近づけてください。

○12番（三好睦子君） すみません。

次に、質問の3番目なんですけれど、私がこれまで4年間一般質問等を行ってまいりました。その後の進捗状況についてお尋ねいたします。

学校給食の——まず、学校給食の無償化についてですが、これは、何度も何度も言ってまいりました。

今、学校給食の無償化について、本当に保護者の方たちは、一番何がお金があるかといえば学校給食費だと、これを何とかしてということ聞いております。今、署名を集めております——今、署名を集めておりますが、その枚数がまだしっかりとないで、本日は持ってまいりませんでした。この学校給食の無償化について、この進捗状況についてお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 三好議員の御質問にお答えします。

学校給食の無償化にかかる費用は、1年間で約7,000万円と試算しており、非常に大きな財政負担を伴うものでありますが、子育て世代の負担軽減を図り、社会総がかりで子どもを育てていく施策の1つとして、将来にわたり健康であり続けるための礎となる学校給食について、長期的な財源確保の見通しのもと、給食費の無償

化に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

なお、物価の上昇が依然として続く中、給食の栄養価、量、そしておいしさを落とすことがないように、また、食材費の高騰を給食費に転嫁しないよう、引き続き補助を行うこととしております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 2番目になりますが、園児の給食費完全無償化についてお尋ねします。

これも昨年でしたか、園児の給食の副食については、市の負担でなっておりますが、お米——主食のお米を子どもたちが抱えていかななくてはなりません。そのお米も、農家の方であっても、そしてまた、いろんな米が混じると——混じるっておかしいですね、いろんな——本当に——子ども——お米を子ども——園児に持たせると本当に大変だと思います。その僅か1か月に1キロだと思う——ちょっと——思ってるんですけど、給食——主食のお米代のことについて質問しておりますが、これを何とか進捗状況、全くお考えになっておられないのかどうか、お尋ねします。

○副議長（高木法生君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

保育所における給食の食材にかかる費用は、自宅で子育てを行う場合と同様に必要な費用であることから、保育所等を利用する場合も、その費用を原則、保護者に御負担いただくよう国から指示されております。

市内の公立保育園では、炊飯が可能な調理環境があることから、以前から毎月6合のお米を持参していただいております。私立保育園及び認定こども園では、食の取扱いは、御飯を持参したり、園で購入したりと、各園によって対応が異なっております。

また、近隣市の公立保育園では、主食費の保護者負担として費用を徴収している場合や、園児が御飯を持参している場合など、各市で対応は異なります。

この主食費を無料——無償化する場合、まず、本市における主食費相当額を決定する必要があります。そのためには、市内の公立保育園、私立保育園及び認定こども園で主食の取扱いを調整する必要があります。各園の給食提供の方針がある中、現時点での対応は困難であると、昨年9月の定例会での一般質問で答弁をしております。

繰り返しになりますが、給食費は原則、保護者に御負担をいただくよう国から指示されているところであり、議員御発言のとおり、本市では、既に副食費の無償化に取り組んでおりますことから、今後も引き続き、国の動向等を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 国の動向を見てからと言われますけれど、美祢市独自の施策があってもいいではありませんか。今までも、農家については、僅かですが、一反2,000円とか物価高——肥料・農薬とか種子とかにも、1反につき2,000円とか、いろいろな施策を打っていただいています。それはちょっと十分ではありませんが、そういった国の言いなりではなくて、美祢市の子どもたちを守るという面についても、僅か6合といえば本当、一升——ペットボトルよりも安いお米代なんです。それは、子どもたちに向けてもいいではありませんか。

答弁が全くこの前と同じなんで、今回はぜひ、ぜひと思って、その進捗状況をどのように検討されたのかなという点もありましたけれど、子どもたちを——子育て——市長も言われてます、子どもたちの笑い声が聞こえるまちと。それについても、本当にお米、保育園の主食について、無償化について、何とかよろしく願いますものです。

次に、3番目なんですけれど、勉強会——共産党は、県議団——県議——山口県の議員が集まって勉強会することがあります。その資料なんですけれど、それをちょっと送っていただけますでしょうか、タブレットのほうに。

これを見ていただくと——これを見ていただくとお分かりのように、子どもの——3番目なんですけど、子どもの医療費を高校卒業まで無償化にすることについてお尋ねいたします。

これについても、何度も質問して——お尋ねしております。その後の進捗状況についてお尋ねいたします。

この表にもありますように、県下で今、本当に高校卒業するまでがほとんどになっております。中学——通院を——中学——中卒までしているのは、下関・岩国・光・美祢・山陽小野田・周防大島となっています。高卒までは15自治体あります。ほとんどが高卒になっております。

子育て支援について、美祢市も劣らずに子どもの医療費無償化に向けて、高校卒業するまで所得制限なしでやっていただきたいと思うのですが、その後の進捗状況についてお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

本市では、子ども医療費助成制度について、保護者の所得制限を小学生では令和元年10月から、中学生では令和4年8月からそれぞれ撤廃をしております。

で、昨年4月に開催されました山口県市長会定例会において、子どもの医療費助成制度についての議案提出があり、全員異議なく可決され、関係省庁や県選出国会議員に対して要望を行っているところでございます。

今年度から、各市で高校までというところが増えている状況にございます。

私といたしましても、今までは、国の動向を注視したいとお答えしておりますが、本市の子育て世代への支援策として、高校卒業までの無料化の実施に向け、調整しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） ありがとうございます。よかったです。本当、保護者の方たちが本当に喜ばれると思います。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

4番目なんですけれど、この市立2病院の給食事業の見直しについて——直営についてお尋ねします。

これは、いつ——何年か前に——数年前にお尋ねしてます。

美祢市立の給食——患者さんの給食——入院患者さんの給食を無償化——無償化って、ごめんなさい、直営にしようか——したらどうかということで、井関先生——私は——今回もそこで講演がありましたけれど、井関先生の講演は、福岡に2回行って、オンラインで1回、合わせて3回ぐらい受講しております。

その中で、病院の経営について、経営をしっかりとすれば、事業は委託ではなく、直営が効果的だという内容の講義を受けました。それで、給食事業の直営についてお尋ねしておりますが、これについての、その後の進捗状況についてお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 三好議員の御質問にお答えします。

市立2病院における給食事業の現状といたしましては、市立2病院に加え、介護老人保健施設グリーンヒル美祢を含め、一体的な業務委託により運営を行っているところであります。

しかしながら、昨今の食材費の高騰や最低賃金の上昇に加え、当該業務に係る人材不足の影響から、給食業務を行っていく上で、一定の水準を維持することは困難な状況が生じてきております。

そのような中、美祢市立美東病院におきましては、特定の大規模施設で集中的に給食食材を調理加工するセントラルキッチン方式を採用し、給食業務の直営化への移行を準備しているところであります。

セントラルキッチン方式を活用することにより、業務の効率化や負担軽減を進めて、業務に必要な人員規模を縮小し、その上で、安定的に地元からの人材確保を図るとともに、主食である米や牛乳などを地元事業者から調達するなど、地域資源の活用を視野に入れているところであります。

なお、このたびは、美祢市立美東病院において、先行して直営化以降に着手することとしておりますが、美祢市立病院及びグリーンヒル美祢についても、その給食業務委託料が30%以上の高騰となる可能性があることから、美祢市立美東病院での実施状況等を踏まえながら、給食業務の直営化について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） どうぞよろしくお願ひ——前向きに検討よろしくお願ひいたします。

次に、5番目なんですけれど、带状疱疹の予防接種ワクチンの補助金についてお尋ねいたします。

これも、ちょっと資料をパソコン——タブレットのほうに入れていただけますでしょうか。ありがとうございます。

これは2月号の「げんきみね。」のところなんですけれど——病院だよりのところなんです、この——これに带状疱疹の予防に努めましょうとあります、予防接

種ですかね。带状疱疹の予防にちょっと努めましょうとあります。この日本人の成人——これ読まれたら分かると思いますけど、成人の90%以上が带状疱疹の原因になるウイルスを体内に持っている。それで、その带状疱疹の発症がひどくなるし、それにかかった場合は、あれですか——いろんな後遺症があると。

中でも、せん——PHNと呼んで、この带状疱疹の神経痛ですけど——この痛みなんですけれど、これがあって、またまた後遺症がありますよと。そういったことがあって、ここに詳しく書いてあるわけなんですけど、これをよく見ていただいて、この带状疱疹がどんなに怖いものかっていうことがよく分かると思います。

それで、この精神——これもありましたが、これが出る前に、私ちょっと带状疱疹の予防——このワクチンの予防——補助金が出ないかということ質問した後に、これが——この病院だよりが出たので、ほっと——よかったと思ったんですけど、この補助金については、その後、一般質問したその後の進捗状況についてお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

带状疱疹の予防接種ワクチンの補助につきましては、昨年の6月定例会において、議員から御質問があり、ワクチンの予防効果や地元医師会とも相談させていただき、検討してまいりたいというふうにお答えしております。

带状疱疹は、頭部から顔面に症状が出ることもあり、目や耳の神経が損傷すると、めまいや耳なりといった合併症が見られることがあります。また、重症化すると視力の低下、また、顔面麻痺などの重い後遺症が残る可能性も指摘されているところでございます。

また、治療については、医療費が高騰になる場合があります、日本における带状疱疹治療に係る医療費は年間約260億円とも言われております。何よりも、長期間にわたってかかれた方が苦しむという状況が大変危惧するところでございます。

带状疱疹予防のためには、免疫力を低下させないように、体調管理を心がけることが重要でございますけど、ワクチン接種により予防することが可能でございます。

本市におきましても、現在、市の医療——市内医療機関での接種を助成の対象とする方向で調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） どうぞよろしくお願ひいたします。お願ひいたします。命と暮らしを守るためによろしくお願ひいたします。

それと、6番目なんですけれど、電子入札の導入について、これについても、昨年質問しております。

この入札について、いろいろと何か——現場では大変だろうと思うんです。その業者の方からも、この電子入札を入れたらどうかということも聞きました。それについて質問させていただいたわけなんです、その後の進捗状況についてお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 三好議員の御質問にお答えします。

本質問につきましては、昨年6月定例会の一般質問において、議員から、電子入札導入の考えを問われ、導入に向けて調査・検討してまいりたいと回答——答弁したところであります。

本市では、電子入札システムの導入及び運用に係る費用が高額であるなどの理由から導入に至っておりませんが、導入することにより事務の迅速化、効率化のほか、競争性や入札の透明性の向上が期待できます。また、入札参加者も会場に行くことが不要となることで、負担軽減を図ることができます。

さらに、山口県及び県内13市のうち、県と7市が電子入札を導入していることから、本市においても、導入に向けた調査・検討を進めることとしたものであります。

御質問の調査・検討の進捗状況ですが、これまでに所管課において、本市と同様に電子入札の導入を検討している県内他市の他——他市と財源等の情報交換を行っております。

また、電子入札システムにつきましては、既に県の電子入札に参加されている事業者が、円滑に本市の電子入札に参加できるよう、県の仕様と同様のシステム構築を検討しております。

このように、電子入札システムの構築費用や導入効果の調査を進めるなど、電子入札の導入に向け、前向きに検討を行っているところであります。

以上です。

○副議長（高木法生君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 前向きに検討ということです。職員のわずらわしさというんですか、それも軽減させるためにも、本当に必要ではないかと思います。

この、前向きに——前向きのことなんですが、いつになるか分かりませんが、よろしく願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

〔三好睦子君 自席に着く〕

○副議長（高木法生君） この際、15時20分まで暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

○副議長（高木法生君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。岡村隆議員。

〔岡村 隆君 発言席に着く〕

○4番（岡村 隆君） 無党派の岡村隆です。令和2年より市議会議員となり、議長をはじめ多くの先輩議員や年齢は異なりますが、同期の議員仲間、そして見えない部分も含め、議員活動をサポートしていただいた議会事務局の方々とともに、美祢市のためという共通目標のもと、これまで活動してまいりました。

これが、今任期最後の一般質問と——私の一般質問となりますが、思いを込めまして、内容に入らせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、最初の内容ですね、来福台の活用についてでございます。

経営感覚を持った行財政運営の推進が第二次美祢市総合計画に記載されております。一般的には、利益を出すためには、事前に設備投資などが必要であります。

そうした中、美祢市には、美祢市住宅団地来福台という整備済みの分譲地と申しますか、宅地がございます。

この内容につきましては、以前も説明——質問させていただきましたが、設備投資が済んでおりますので、有効に活用しない手はないと私も思いますし、当然、執行部におかれましても検討され、いろいろな策をとられておると思っております。

令和4年3月に美祢市住宅団地販売事業計画というものが出されておりますが、それによりますと、美祢市住宅団地来福台については、総区画数982区画、販売済みが696区画、残りが117区画で、まだ分譲されてないところが169区画であったと思

います。平成29年から令和3年までの5年間で31区画を販売、うち、市外からの購入者は3名と記載されておりました。

来福台に続きまして、且住宅団地につきましては、総区画数が34区画がありまして、販売済みが33区画、残り1区画、長田住——長田定住団地については、総区画数15区画ございまして、12区画が販売済みと、残り3つというふうに記載されておりました。

この美祢市住宅団地販売事業計画には、まだ販売が済んでおりません団地の販売促進に当たり分析がなされておりまして、マーケティングの目標やウェブによる広告展開を行うと記載されておりますが、この事業計画に沿いました内容で、各住宅団地の販売促進に取り組まれております。

美祢市のホームページより、美祢市移住定住支援サイト「すんでみ〜ね」のページに進みますと、美祢市住宅団地来福台、長田定住団地、且住宅団地の紹介ページを簡単に見ることができます。

インターネット上では、いかに多くの方に見ていただくか、検索した際に見た——見つけやすいということが重要と思いますけど、美祢市の住宅団地の情報については、見つけやすいように、よく作られておると私思っております。

内容については、このホームページのほうですが、来福台を例に挙げますと、来福台の魅力や居住者インタビュー、暮らしの環境、補助金の紹介など各種情報が記載されております。

販売状況につきましては、且住宅団地は、先ほどは、計画時点では令和4年3月でしたかね——の資料では残り1区画となっておりますが、完売しましたとのことです。

長田定住団地は、先ほどの説明では3区画、計画のほうで残っておったんですが、1区画ということで、残り1区画となっておりますということで、1区画です、お早めに、という購買意欲をくすぐる記載がされておりまして、私的には、とてもいい表現がされていると感心しましたし、何か買わなきゃ損かなってという感じで、いい表現だなと思いました。

そこで、質問に入らせていただきます。

まず初めの質問は、各団地の販売計画や実績につきましてお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 岡村議員の御質問にお答えします。

本市では、住宅団地として、美祢住宅団地来福台、美東町の長田定住団地及び秋芳町の旦住宅団地りんどうの丘の3か所を販売してまいりました。

最初に、現在までの販売実績を申し上げますと、美祢住宅団地来福台は、総区画数九百八——982区画のうち販売済みが706、分譲中の残区画が107、未分譲が169となっております。

次に、美東町の長田定住団地は、総区画数15区画のうち販売済みが14であり、残り1区画となっております。

秋芳町の旦住宅団地りんどうの丘は、総区画数34区画であり、昨年度に先ほど申されましたように、最後の1区画を販売し、完売に至ったところであります。

次に、販売計画と実績の状況であります。

令和3年度に策定いたしました美祢市住宅団地販売事業計画では、令和4年度から8年度までの5年間——5か年の販売目標区画数を40区画とし、毎年度8区画販売することを目標に掲げております。

計画初年度の令和4年度は、平成7年度に来福台の分譲を開始して以来、初めて来福台8丁目の企業従業員宿舎等、許容区画2区画を——2区画販売するなどした結果、目標の8区画を販売することができました。

今後も、販売事業計画に掲げる取組を効果的に実施することにより、引き続き、目標達成に向け、販売に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 今ですね、実績について御報告いただきました。

一応、計画どおりにということですが、計画に甘んじることなく、売れば売れるほどいいと思いますので、取り組んでいただいておりますし、頑張ってくださいたいんですが、それでは、今、そうした実績を伺いましたが、今言った——申しましたように、今後についての対応について、引き続いてお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡村議員の御質問にお答えいたします。

全国的な人口減少等により住宅取得の需要というのが停滞する中、住宅団地の販

売を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

一方で、コロナ禍以降、地方への移住検討者が増加していることも事実でございます。

本市では、先ほどの述べました販売事業計画に基づき、取組を進めております。

若年層をターゲットとした販売戦略としており、本市の移住定住支援サイト「すんでみ〜ね」に、昨年度、来福台専用の特設WEBサイトを設け、本市に住む魅力をより効果的に伝える内容に見直しをいたしました。

今年度は、若年層に向けたPRをさらに強化するため、来福台のSNS広告や長田定住団地のWEB広告を実施しており、目的を明確化した広告プロモーションを引き続き行ってまいります。

また、WEBサイトと統一感のあるデザインのチラシ、パンフレットを作成し、チラシは広報1月号と合わせ全戸配布したところであり、今後も、有効に活用してまいりますと考えております。

市民の皆様には、遠方にお住まいの御家族やお知り合いの方に、来福台と長田定住団地の情報を、ぜひお伝えいただきたいと思っております。

次に、来福台や長田定住団地の魅力は、近隣市の住宅分譲地と比較して、低価格であることではありますが、この価格優位性にプラスαの強みをアピールしてまいります。訴求するターゲットを若年層としていますことから、子育てしやすいまちをキーワードに、待機児童ゼロをはじめ、保育料や医療費などの軽減制度、ジオパークを活用した学びの場や公設塾minetoなど、質の高い教育環境の提供といった魅力を、市内だけでなく市外、県外の子育て世代にしっかり届けてまいりたいと考えております。

また、本市は、住宅取得者に最大300万円を補助する制度として、みね暮らし定住応援事業補助金を設けており、この制度は、市の住宅団地を購入した場合には加算要件があります。

今後も、若者や女性に移住・定住先として本市を選んでいただけるよう、また、住んでいただけるよう、来福台をはじめとした住宅団地の販売促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 今後の取組ですね、若年層の取り込み、その他いろんな補助金等をされておると。

本当に、結構ホームページのほうを見ますと、いろいろ詳しく書いてございます。そうしたことがまた広がって、この——私、今ここでこの話をさせていただいておりますが、またこれを見た方も、先ほど、市長が申されたように、御身内等とか御親戚とか、お知り合いがございましたらぜひ一考ということで、それも含めて、質問させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問といたしますか、来福台につきまして、先ほど、まだ未分譲といたしますか、販売しておらない区画といたしますか、これが169区画でよかったですかね、ございます。これが6丁目ということになるのではないかと思うんですが、そこで質問ですが、今——先ほど申しました美祢市住宅団地販売事業計画に、令和5年度以降の予算については、6丁目の活用方針等を検討していく中で、販売促進事業を再構築していくため、令和4年度に改めて検討することを——検討すると記載されております。この件につきまして、今後の方向性をお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 岡村議員の御質問にお答えします。

来福台6丁目は、区画数が142区画あり、そのうち販売済みが9区画、残り133を未分譲としております。

これは、未分譲の区画の多くが、来福台の正面入り口から遠いこと、他の区画を優先して販売することとし——遠いことから、他の区画を優先して販売することとし、6丁目の一部区画を未分譲としているものであります。

さて、6丁目の未分譲地の活用方針でございますけれども、令和3年度に実施した民間事業者へのサウンディング調査では、全区画を宅地として販売するのは難しく、民間事業者を参入させるのであれば、宅地以外の用途も検討する必要があるといった意見が大半を占めておりました。このことから、販売事業計画では、6丁目の活用方法について、早期の方針決定・分譲開始を目指すとしております。

しかしながら、宅地以外の利活用は、住民の合意形成が必要であることから、方針決定までは——までには至っていない状況であります。

6丁目の活用方針については、民間活力の導入可能性を含め、有識者の意見などを参考に、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） すいません。先ほど私、6丁目が全部かなと思いましたが、ちょっと内訳が違っておまして、申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

では、今ございましたが、宅地として全部活用が難しいとか、そういったまた違う目的で使うには、また当然、地域住民の声とかいろいろあるということでございました。いろいろ御検討されて、本当、地域の合意形成含めて有効的に活用していくように、今後も取り組んでいただけたらと思います。

多くの市町と同じように、美祢市においても、人口減少が急速に進んでおります。この美祢市におきましても、多くの移住定住支援策を取っておられます。しかし、厳しい競争の中より——その中で美祢市を選んでいただくためには、ほかの市町と異なった施策を行わなければなりません。

美祢市には、高速道路のインターチェンジが3か所あります。山口や下関市に通勤する場合にも、高速道路を使えば、時間的にはそれほどかからないと私は思います。来福台の購入者や移住者については、例えばですけどね、通勤時のETC高速料金を補助するといったことを実施すれば、移住定住施策において、1つのまたさらなるPRポイントとなるのではと考えております。

こうしたことは、税収面等を考慮したら、費用的にも、トータル的には低く抑えることが可能ではないでしょうかといった私の考えといたしますか——案でございます。先ほどありました、土地の価格が安い面を生かしつつ、市外への通勤時間がかかるというマイナス面を補う効果が期待できるのではと考えます。

私なりに、今のETCの内容を調べてみたんですが、他県には、こういった例が、多少調べたんですが、出てきたんですが、あまりちょっと調べ方悪いのかもしれませんが、見つかりませんでした。この近隣市についてはないんじゃないかなというふうに伺っております。

執行部の皆さんにおかれましては、今後も、移住定住策にこれまで以上に積極的に取り組んでいただければと思っておりますが、やはり、美祢市の独自性をして——意識していくことを再度検討させていただければということで、提案させていただきました。これは提案ですので、回答のほうは必要ございませんので、私のただ

提案ということで終わらせていただきます。

それでは、引き続きまして、今後のまちづくりについてに移らせていただきます。

以前より、この市役所周辺の再開発には触れさせていただいておりますが、美祢駅前を起点とした都市計画道路駅前線は、昭和33年に都市計画決定され、昭和37年に築造された道路で、美祢駅の前身である吉則駅周辺の発展の基軸として整備されたものというふうに向っております。

現在、約60年ぶりに、中心市街地——市街地地区整備計画が作成——作成中と思っております。令和5年度には、9月26日と11月21日の2回ワークショップを開催されておると思いますが、多くの市民や高校生の参加のもと、積極的な意見交換がなされておりました。

このワークショップについては、資料の充実とともに、ファシリテータという方がおられて、これは、会議や商談などで中立的な立場に立った上で会議中に発せられた意見をまとめ、よりよい結論に導く役割を担う人のことって何か書いてあったんですが、このまとめる人、ファシリテータの山田さんという方がおられるんですが、この方の進行など、私的には、参加させていただいたときに、とても有意義で充実した内容の会だったんじゃないかなと思っております。

そこで、質問に入らせていただきます。

中心市街地地区整備計画を含めた今後の中心市街地の整備予定の御説明お願いいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡村議員の御質問にお答えいたします。

中心市街地整備の進捗状況については、昨年6月定例会の一般質問でお答えしておりますが、その後の進捗状況について御報告をさせていただきます。

現在、市役所庁舎を中心——核とした中心市街地地区において、空間デザインプロデュース業務を行っております。

これは、中心市街地地区整備計画（案）に基づき、市民の皆様をはじめとした意向を踏まえ、本市のイメージに沿った統一的な景観を創り出し、魅力ある、そして、賑わいの再生が期待できる空間デザインを構築するものであります。

これまで、まちづくりワークショップを2回開催し、暮らし・楽しみ・学びなどを想像しながら、まちの公共空間を活用するなど、具体的な意見やアイデアを出し

合い、新たなまちのイメージを考えていただいております。

現在は、ワークショップでの意見やアイデアを踏まえ、美祿のまちの未来を「Mineデザインノート」という形にまとめているところであります。

また、先行して整備する区域については、開発許可申請等の手続が必要になることと想定されますことから、測量・設計や土地調査などを進めております。並行して、土地再生特別措置法に基づいた、都市全体を見渡したマスタープラン立地適正化計画を、今年度末の策定を目指し進めているところであります。

来年度以降は、補助金の予算確保や活用など、国等との協議を行い、事業着手に向けた準備が整い次第、5か年程度の期間で、中心市街地の整備に取り組む予定としております。

なお、これから行う国等との協議結果や空間デザインプロデュース業務の成果などを反映させ、最終的に整備計画として決定したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 今現在、空間プロデュース業務等始められまして、実際、当然——何か——当然、工事費用というものがかかりますから、そうしたものをいろいろな補助金とか、そういった制度をいろいろ取り入れられて検討していただいて取り組まれていることということで、今後も引き続いて、せつかくの機会ですので、よりよい美祿市、そして、この辺りでいいますと、まずは、この近辺の空間をデザインしていただけたらと思います。

それで、今ございましたが、町の、やはり、これも一般質問でこれまでも話しておりますが、ある程度統一感といったものが必要と私は思っております。

ここで、また引き続いて質問でございますが、新本庁舎ですね、この新本庁舎も完成しまして、長年活躍しました旧本庁舎の解体が今後進んでいくものと思われま

す。

旧庁舎解体後は、外構整備工事に着手されることとなるわけですが、この外構工事と中心市街地地区の整備は、当然、共通の目的を持った内容でなければと考えております。旧本庁舎の向こうが自転車置場とかあったりすると思いますが、そちらとこの全体のデザインというのがある程度、統一感とか、何か柱がないといけないと思っておりますが、こういった件について、お答えいただければと思います。

○副議長（高木法生君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 岡村議員の御質問にお答えします。

旧本庁舎解体後については、デジタル推進部の庁舎整備推進室において、新本庁舎玄関部などのひさし整備や駐車場及び広場等の外構整備を計画し、また、建設課においては、厚狭川沿いの桜並木周辺について、自然豊かな景観を感じられる歩行空間整備を計画しております。

双方の整備計画の情報共有については定期的に行っておりますが、今後も引き続き情報を共有し、駐車場スペース、散策空間、桜並木の景色を眺められるなどの休息空間を緩やかに区分し、限られたスペースを有効活用できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） ありがとうございます。これから、本当に外構——解体が始まりまして、外構工事が始まります。

また、先ほど言われたように、中心市街地の活性化の計画がどんどんできていて、まち全体が本当、半世紀以上ぶりといいますか、変わる——変わっていくということですが、本当になかなかできる機会ではございませんので、これまで以上にそういった形で、ここの特に桜は、皆さん御存じのとおり有名ですし、大変きれいです。こういったところに、また来られた方が満足した——していただけるような——より満足していただけるような、またデザインをまた考えていただいて、また実施していただけたらと思います。

それでは、次の内容を——最後の内容に移らせていただきます。

豪雨災害についてとしております。

昨年の豪雨災害では市内の多くの地域において、甚大な被害がもたらされました。現在も、完全に復旧がなされていない場所が残念ながらございますが、被害が起きてしまったということは、いろいろな条件が重なり、そして災害へとつながっていると思います。大雨はもちろんですが、地形や土質、地質などその他いっぱいあると思いますが、複雑なものが絡み合って、そうした残念な結果とつながっているんであろうと思います。

例えばですけど、麦川小学校上流——の上流側っていいですか、あの辺り被害が

大きいんですが、市内いっぱいのところは本当被害を受けてるけど、一例ですけど、あちらで言うと、これは私の見た感じですけど、見て回ると、普通、土っていうのが粘土質ってのが入って、ねばねばしとるものなんですけど、あちら辺りのところを見ると、ちょっと粘土質が少ないとか、何か掘ったものの土っていうんですかね、ほぐれたものっていうか、ああいった感じで、そういった土が多少っていうか、見受けられるところがあるんですが、粘り気がないんで、雨が降ったら一緒にだーっと流れる、ようけ崩れとるというところが目に付きます。そうした流れたものが、また川に流れて溜まったり何々っていうことが被害にも多少影響を与えたのかなと、これは私見ですが、私思っております。

それはさておきですが、今年の豪雨災害では、先ほど申しましたように、残念ながら市内の多くの地域で、甚大な被害がもたらされました。

そのうちの1つである、先ほど申した麦川小学校周辺の河川については、橋が大破するなど大きな被害が出ていることは、皆様、周知のとおりであります。今後の対応についてお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡村議員の御質問にお答えいたします。

今年の6月29日からの大雨により、麦川小学校周辺において、河川や水路などがあふれ、宅地や小学校グラウンドが浸水するなど、甚大な被害が発生しました。

被災された皆様に、改めてお見舞いとそして特に、麦川小学校の児童の皆様には、多大な御迷惑をおかけしたというふうに思っておりますので、心からおわび申し上げますところでございます。

この主な原因といたしまして、麦川川にかかる市が管理するよい子の橋の橋脚に想定を超えた豪雨により、周辺から流れ込んだ流木や枝などが引っかかり、そこに多くのごみなどが付着し、河川断面が阻害され、橋の一部である床の盤といえますか、それが河川内に流出し、水位が異常に上昇したことによるものと考えております。

今後の橋梁と取付護岸等の復旧については、今年の12月1日に国による災害査定を終えましたので、まずは、河川内に流出した橋を取り除く工事と、大型土のうにより橋の取付部分を応急復旧工事を行ってまいります。この工事は、来月から着手する予定であります。

次に、本復旧の実施については、県による今後の河川改修と一体的に進めていく必要がありますことから、現在、山口県宇部土木建築事務所において、工事の発注等を行っていただく方向で今調整しているところでございます。

なお、復旧する橋梁については、河川断面を阻害した橋脚は設置しない構造で調整しております。

山口県宇部土木建築事務所によりますと、工事着手の時期については、河川が増水しやすい出水期を避け着手すること、また、よい子の橋の上流側に、市が管理している上麦川橋がありますが、その上流、下流とも土砂が堆積しており、河川断面が不足していますことから、現在、しゅんせつ工事も発注され、引き続き、河川の災害復旧工事や改修工事を進めていくというふうに伺っております。

いずれにいたしましても、公共土木施設に係る災害については、市民生活に大きな影響がありますことから、早期復旧に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 来月と言われたと——ぐらいから、また橋がちょっと川に倒れておるといったところを工事されて、これからの雨に備える、まず対応をとっていくということで、安心いたしました。

なかなか本当、県の絡みでだったり、市の絡みでだったりというのがあると思いますが、子どもが通うところですし、あれですので、今後も、これまで以上に精いっぱい取り組んでいただけたらと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

今ありましたように、現在、急ピッチで市内各河川のしゅんせつ工事等を進められております。しかしながら、これまでも、しゅんせつをされてきておりますが、数年たったら同じように土砂が堆積する、そして、このたびもこのようなことになった一因ではないかと思っております。

また、河川の——川の中とか、堤防の草木は流の流速を落とし、結果的には被害の拡大方向へ導くと思っております。今後の河川維持の方向性についてお尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡村議員の再質問にお答えいたします。

今後の河川維持計画についてであります。

河川維持については、河川内の立木除去やしゅんせつにより流下能力を高め、増水時の河川水位を低下させることが氾濫を未然に防止する効果が高いため、山口県宇部土木建築事務所と情報共有しながら、河川の流下能力を確保できるよう適切な維持管理に努めてまいることとしております。

巡視点検や市民の皆様からの情報を参考に、緊急度、優先度を慎重に検討し、可能な限りの立木の除去やしゅんせつ工事を実施し、浸水被害の防止対策に、引き続き取り組んでまいる所存であります。

なお、県の管理河川である厚狭川の改修につきましては、再度の災害を防止するため、拡幅や堤防の整備など、抜本的な河川改修を実施するというふうに伺っております。

また、本市の管理河川である準用河川・普通河川においては、緊急浚渫事業債等を活用し、緊急かつ集中的にしゅんせつ事業に取り組んでおり、引き続き、浸水箇所解消に力を注いでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） ありがとうございます。本当に今、市内全域で全力を挙げて、本当——何といいますか、被害というか、災害があったとき、これ、今からどういうふうに河川の溜まったしゅんせつをされるのかなと実際思っておりましたが、ものすごい勢いで、今、市内河川をされております。本当ちょっとすごい速度だなど思うんですが、本当、あと僅かしか、また梅雨時期までございませぬので、これからも引き続いて、また県のほうと協力していただけたらと思います。

それで、また、これ私、今日はですね、すいません、提案が多くて、また私の私見を——こういうことをしたらどうかということで、提案をさせていただきます。

水路には、普通溝ですね、集水ますというますが設置されております。水路内に溜まる土砂、入った土砂は、水と一緒にますっていうところに流れて、そのますの泥溜めに溜まる構造となっております。底がちょっと深くなっているところがあると思います。溜まったそのますの中の土砂を撤去することで、水路の中の土砂の堆積を防ぐ構造ということになって、水路には泥がたまらないということです。ます掃除してなかったら溝に最後あふれるんで、効果はないということになるんですが、そこで私は、河川とか幅が広い狭いにかかわらず、ここに水路のますのように

泥が溜まると、深いところつくって整備したら、そこを掃除するだけで効率的じゃないのかなあというたお話でございます。

先ほど申しましたように、現在、市内河川において、急ピッチでしゅんせつ、土砂の撤去が行われておりますが、このしゅんせつってのは、簡単に説明しますと、機械を川の中降ろしますんで、工事中道路を造ります。それから重機で土砂、川に入って集めて、トラックか何かで外に搬出すると、そのあとに、機械が入った道を一道路を撤去するといった内容になっておると思います。

近年は、環境保全のことが言われておりますが、実際には、このしゅんせつをすると河川内、重機が走って、機械が川底を削りますんで、環境への負荷もそれなりにあるのではと、私考えております。

河川内に泥溜めをつくり堆積した土砂を撤去することで、しゅんせつ回数の低減と環境負荷の低減、重機やダンプの作業のしやすい場所に泥溜めを作成することによって、作業性の向上とコストの削減や多くのメリットがあるような気がしております。

これまでもしゅんせつを幾度も繰り返しておりますので、過去のデータより、ある範囲内で、何年でどの程度の土砂が堆積したかということは、算出することが可能であろうと思います。

そのデータに基づき、先ほど申した泥溜めの大きさや間隔を決定して、作業性のよい場所、つまりは大きい道路の横とか、もう車はすぐつけれるところに泥溜めを設置することで河川維持を効率的に行うことができ、結果的に、洪水被害の低減、コストダウンとかにつながるんじゃないかという案でございます。

しかしながら、こうしたことが行われていないようでございます。これまでも、設計上や法律の問題などを検討されたこれまで実績があり、費用対効果、もしくは効果が全くないとか、もしくは構造的な欠点があるとか、また、法律上問題があるといった問題がある案件かも、この提案はしれません。一応、知人を通じて、設計事務所の方にも確認をこの件について取ってみましたんですが、聞いたことがないと返答がありました。

河川については、自然条件など多くのことが影響するため、こういった思いつきの案で解決するようなものではないことも十分承知しておりますが、私自身、いろいろちょっと調べてみたんですが、情報が見つかりませんでしたし、当然、先ほど

申したように、こういったと川で見たことはありません。誰かこの件について、御存じ、または興味がおありの方がおられましたら、ぜひよろしく願いいたします。

それで、何が申したいかといいますと、これまでの河川維持は、河川の護岸、岸の草を刈る、川の中もですけど、土砂が溜まったらのけるというのが一般的だったんじゃないかなと思います。これができなくなっているから、今の河川の状態になっております。こうしたことから、これまでと私は目線を変えた新しい効率的な方法があればという意味で、今のちょっと案件を、例えとして長かったけど、話させていただきました。

それで、すいません、長かったです、質問に入らせていただきます。

昨年の豪雨災害におきましては、これまで経験したことのない短時間に降った大雨、河川においては、人口の減少や農業従事者の減少、予算の問題などが重なりまして、維持管理ができないことによる土砂の堆積が進み、健全な河川の状態が保てなくなっていることが、被害のさらなる拡大に影響していると思われまます。

私的には、予算の面からも行政に頼るだけではなく、各市民、各個人の意識向上や協力を得ることが、被害の低減に必要であるとも思っております。

そこで質問ですが、これまでと同じ方法では健全な河川維持が難しいと考えますが、今後の対策について、新しい考え方や進め方等がもしありましたら、お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 岡村議員の御質問にお答えいたします。

議員御発言、御提案の内容につきましては、下流の水害を少しでも軽減させるため、溜柵のように、河川内に土砂を一時的に溜めるような施設を整備したらどうかという御提案であると理解しております。

河道内への土砂貯留用の溜柵の設置は、洪水の安全な流下を阻害する可能性があることから、現状ではなかなか難しいのではないかと考えております。

市といたしましては、河川氾濫に備える防災対策と――について、ハード対策とソフト対策により実施することとしております。

まず、ハード対策であります、本市が管理する河川について、河道閉塞などが発生しないよう、河道内の局所洗堀や土砂等の堆積、樹木の繁茂状況など、堤防や護岸の状況を把握することを目的とした遵守点検を引き続き行い、治水上支障のあ

る箇所について、河川内の立木の伐採やしゅんせつなどを実施することで、治水機能の保持に努めてまいります。

また、現在、新たな取組の1つとして、内水被害の防止・軽減を図るため、移動式排水設備の導入を検討しております。

なお、河川氾濫防止対策については、専門的な意見をお伺いするため、山口大学に協力を依頼し、1月31日に内水氾濫箇所を御確認いただいたところです。今後、現地の状況を踏まえた減災対策について意見を伺い、対策に生かしていきたいと考えております。

県の管理する河川については、山口県宇部土木建築事務所と情報共有しながら、可能な限り、河川のしゅんせつ工事を実施していただくよう働きかけるとともに、逆流防止対策としてのフラップゲート設置を検討するなど、県と連携した浸水被害防止対策に、今後とも取り組んでまいります。

次に、ソフト対策であります。

中山間地域である本市においては、森林水源涵養機能や水田の持つ貯留機能を強化し、豪雨などによる洪水被害を軽減することが重要であると捉えており、流域治水を推進する取組である森林整備や耕作放棄地の発生防止、また、ため池等を治水利用するなど、雨水貯留機能の拡大等に努め、官民協働により、地域の防災力・減災力強化を図ってまいりたいと考えております。

このように、今後は、河川管理者が行う従来の対策に加え、河川氾濫に備える減災対策を施す必要があることから、河川管理者をはじめ、行政、市民、企業等がお互いの情報を提供・共有し、日常の活動を通じて、河川維持に積極的に関わってもらうよう仕組みを工夫する必要があると考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 今ありましたが、流域治水とか、本当、これまでと違った、そして今、仕組みということが言われたと思います。本当、これまでと違うことをしないと、やっぱり改善しないと思います。本当にあれなので、新しい取組と申しましたが、本当、どんどんこれまでと違った目線で、またやっていただけたらと思います。

それで、昨年の豪雨災害では、これまでに経験したことのない短時間での降水量

であったことは先ほど申しました。今現在、河川のしゅんせつ拡幅工事とかやられておりますけど、これは、もしでき上がっても、それ以上のまた雨が降れば残念ながら洪水の被害が起こってしまいます。

河川や水路においては、当たり前なことなのですが、上から下に水が流れますので、下のほうの断面、水が流れるところが大きくなっておる必要があります。これが市内各所に、被害出た場所に、下流のほうが小さい場所というのが、実際はございます。

例えば、河川が——川が増水したとき、橋があるところにおきましては、橋の横の堤防より橋の桁の厚み分ほど水が流れませんので、その橋げたに水が当たってあふれます。場合によっては、橋げたに——とか橋脚ですね、木が先ほどもあった、詰まったりして橋が流れてしまいます。水もあふれますし、最後に橋が流れるときもあります。

日常より、そうした異変に気を配ること、先ほど見回りとかされるような、ありましたけど、本当、そうした気を配ることも自分の生活や財産を守る上で、小さいようですが大きな一歩と、私はなると考えます。

現在、先ほどから何度も申してますが、市内河川でしゅんせつや復旧工事が急ピッチで進められております。山口県や美祢市においても、可能な限り対応されていると思いますが、あと4か月もすれば梅雨の季節がやってきます。水害は、家財などの被害、家が壊れるのもあるんですけど、その被害もありますけど、私もボランティアとか行くといつも思うんですが、写真とか思い出も一気に流してしまいます。

執行部の皆様におかれましては、これまで以上に被害を少しでも減らすためにさらなる対策、これまでもよくやられてると本当に思うんですが、また、少しでも被害が減るように取り組んでいただけたらと思います。

それでは最後になりますけど、今任期において、美祢市議会では、議員相互の資質向上を図り、また、政策提言できる議会を目指すことを目的に、自主研究グループによる活動というのを実施しました。執行部より提出される議案を審議するだけでなく、議員側からも政策提言を行い、よりよい美祢市に導こうというものでございました。

今日の一般質問が政策提言ということではなくて、今日は、ちょっと私の私見を話させていただけただけでございますが、この厳しい状況で、この美祢市が、第二

次美祿市総合計画に掲げられております、『若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」』であり続けるためにも、古き良きものはさらに磨きをかけて、変えるべきところは変えるといったことが、今後、さらに必要になるであろうと、私は思います。

今後も、この——美祿市において、この市議会において活発な議論がなされ、よりよい美祿市となることを祈念しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ちょっと、私の提案ばかりで申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

〔岡村 隆君 自席に着く〕

○副議長（高木法生君） 以上をもちまして、本日予定された一般質問は終了いたします。残余の一般質問につきましては、明日行いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 4 時 12 分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月5日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃